

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年、通商産業省令第54号）（以下「主務省令」という。）第4条第2項第1号及び「発電所に係る環境影響評価の手引」（平成29年 経済産業省）において、環境影響を受けるおそれがある範囲は事業実施想定区域の周囲1kmの範囲とされている。本章においては、安全側としてより広い範囲での地域特性を把握するため、基本的な調査対象範囲を、事業実施想定区域及びその周囲2kmの範囲とした。

ただし、動物の生息状況及び植物の生育状況の基本的な調査対象範囲は、事業実施想定区域が含まれる2次メッシュとした。なお、上記のうち植生及び生態系の状況については、事業実施想定区域及びその周囲2kmの範囲を基本的な調査対象範囲とした。

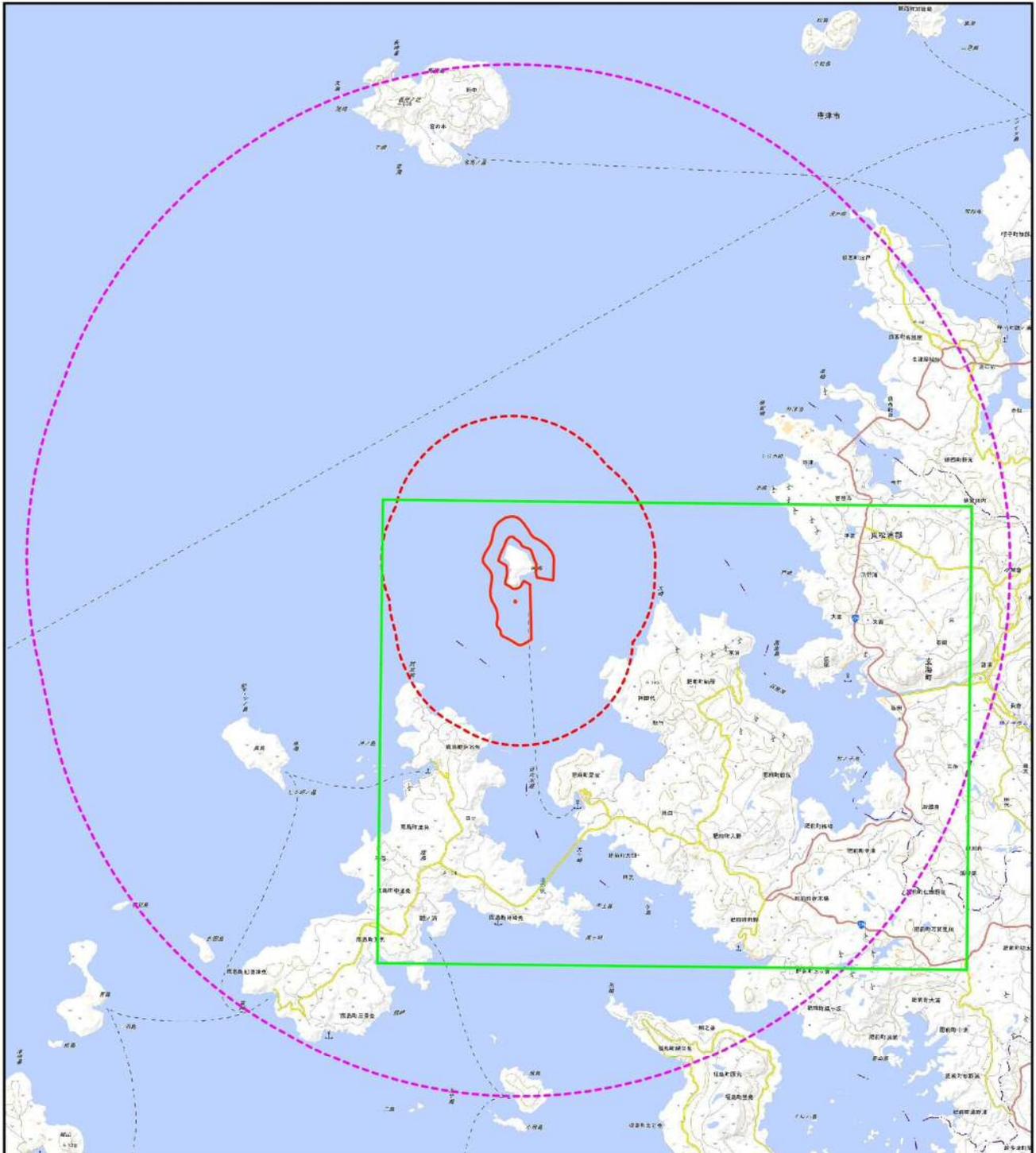
また、「3.1.6 人と自然との触れ合いの活動の場及び景観の状況」のうち、景観については「景観対策ガイドライン（案）」（昭和56年、UHV送電特別委員会環境部会立地分科会）において「景観的にほとんど気にならない」とされる視野角 1° を下回る距離として、安全側の予測となるよう風車の最大高さを152m^{注)}とし、事業実施想定区域及びその周囲9kmの範囲を基本的な調査対象範囲とした。

以上を踏まえ、自然的状況の基本的な調査対象範囲を表3.1-1、図3.1-1に示す。

注) 海面から基礎接合面までの高さを考慮し、152mとした。

表 3.1-1 自然的状況の基本的な調査対象範囲

調査項目	基本的な調査対象範囲
気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	
気象	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
大気質	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
騒音	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
振動	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	
水象	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
水質	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
底質	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
土壌及び地盤の状況	
土壌	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
地盤	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
地形及び地質の状況	
地形	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
地質	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
重要な地形及び地質	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	
動物の生息状況	事業実施想定区域が含まれる 2 次メッシュ等
植物の生育状況	事業実施想定区域が含まれる 2 次メッシュ等
植生の状況	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
生態系の状況	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
人と自然との触れ合いの活動の場及び景観の状況	
人と自然との触れ合いの活動の場	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
景観	事業実施想定区域及びその周囲 9km の範囲



凡例

- 動植物の基本的な調査対象範囲
- 景観の基本的な調査対象範囲
- 上記項目以外の基本的な調査対象範囲

事業実施想定区域

2000 0 1000 2000 4000 6000m



図 3.1-1 自然的状況の基本的な調査対象範囲

3.1.1 気象、大気質、騒音、振動、その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象

「過去の気象データ」(気象庁ホームページ、閲覧：平成30年8月)によると、基本的な調査対象範囲において、気象観測所は設置されていない。

なお、参考として唐津市に位置する唐津地域気象観測所の気象概況を表3.1.1-1に示す。唐津地域気象観測所の観測開始は2010年2月からのため、平年値の情報は公開されていないことから、観測開始から現在までの平均値を示す。

表 3.1.1-1 唐津地域気象観測所における地上気象観測結果

項目 月	降水量 (mm)	気温 (°C)			風速 (m/s)	日照 時間 (時間)
		合計	平均	最高		
1月	66.2	6.0	14.8	-2.6	2.3	98.3
2月	93.9	6.9	18.4	-1.4	2.4	107.1
3月	103.9	10.1	22.0	0.3	2.6	161.8
4月	164.0	14.4	24.7	4.9	2.5	173.6
5月	130.8	19.0	29.3	9.2	2.1	212.9
6月	279.4	22.0	30.5	15.2	1.9	115.3
7月	296.9	26.7	34.3	20.2	2.2	185.2
8月	318.3	27.4	34.9	21.0	2.0	208.8
9月	186.6	23.6	31.8	15.4	2.2	153.4
10月	150.9	19.0	28.0	9.2	2.4	152.1
11月	105.4	13.4	22.3	3.2	2.0	122.6
12月	117.6	8.0	17.6	-0.1	2.3	90.4
年	167.8	16.4	25.7	7.9	2.2	148.4
最大	318.3	27.4	34.9	21.0	2.6	212.9
発生月	7月	8月	8月	8月	3月	5月
最小	66.2	6.0	14.8	-2.6	1.9	90.4
発生月	1月	1月	1月	1月	6月	12月

注) 2010年2月から平成2017年12月までの月平均値を用いて算出した。

出典等：「過去の気象データ」(気象庁ホームページ、閲覧：平成30年8月)を使用して作成した。

(2) 大気質の状況

(a) 大気汚染物質の状況

「平成 28 年度大気環境調査結果」(平成 30 年、佐賀県)によると、佐賀県では、「大気汚染防止法」(昭和 43 年、法律第 97 号)の規定に基づき、大気観測の常時監視を実施している。

基本的な調査対象範囲において、大気環境調査の為の一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)は設置されていない。

なお、参考として唐津局の調査結果及び環境基準の達成状況を表 3.1.1-2～表 3.1.1-7 に示す。

測定を実施している項目の中で、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。

表 3.1.1-2 大気汚染の常時監視測定局の測定項目と環境基準達成状況(平成 28 年度)

局区分	市町村名	局名	設置場所	測定項目								
				二酸化硫黄		二酸化窒素	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	
				長期	短期		長期	短期			長期	短期
一般局	唐津市	唐津	唐津市立西唐津中学校内	○	○	○	○	○	○	×	-	-

注 1) 一般局：一般環境観測局

注 2) ○は環境基準を達成した項目、×は環境基準を達成しなかった項目、-は測定を実施していない、又は測定時間が少なく評価対象外となった項目。

注 3) 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、長期的評価及び短期的評価を示す。

長期的評価(長期)：年間にわたる測定結果を長期的に観察し評価する。

短期的評価(短期)：個々の日についての 1 時間値、1 時間値の 1 日平均値、または 8 時間平均値が、環境基準を達成しているかどうかで評価する。

出典等：「平成 28 年度大気環境調査結果」(平成 30 年、佐賀県)を使用して作成した。

ア 二酸化硫黄

唐津局における大気中の二酸化硫黄濃度の調査結果を表 3. 1. 1-3 に示す。

二酸化硫黄濃度の 1 時間値の最高値は 0. 012ppm、日平均の 2%除外値は 0. 003ppm であり、環境基準を達成している。

表 3. 1. 1-3 二酸化硫黄測定結果（平成 28 年度）

測定局名		の 1 最高 時間 値	2 % 日 平均 の 除外 値	短期的評価 〈評価方法〉 1 時間値の 1 日平均値が 0. 04ppm 以下であり、 かつ、1 時間値が 0. 1 ppm 以下であること。	長期的評価 〈評価方法〉 1 日平均値の 2%除外値が 0. 04ppm 以下であること。
		ppm	ppm	環境基準達成状況	環境基準達成状況
一般局	唐津局	0. 012	0. 003	○	○

注) ○は環境基準を達成した項目、×は環境基準を達成しなかった項目
出典等：「平成 28 年度大気環境調査結果」（平成 30 年、佐賀県）を使用して作成した。

イ 二酸化窒素

唐津局における大気中の二酸化窒素濃度の調査結果を表 3. 1. 1-4 に示す。

二酸化窒素濃度の日平均の 98%値は 0. 011ppm であり、環境基準達成している。

表 3. 1. 1-4 二酸化窒素測定結果（平成 28 年度）

測定局名		98 % 日 平均 の 値	〈評価方法〉 1 日平均値の 98%値が、0. 04ppm から 0. 06ppm までの範囲内であるか、またはそれ以下である こと
		ppm	環境基準達成状況
一般局	唐津局	0. 011	○

注) ○は環境基準を達成した項目、×は環境基準を達成しなかった項目
出典等：「平成 28 年度大気環境調査結果」（平成 30 年、佐賀県）を使用して作成した。

ウ 浮遊粒子状物質

唐津局における大気中の浮遊粒子状物質濃度の調査結果を表 3. 1. 1-5 に示す。

浮遊粒子状物質濃度の 1 時間値の最高値は 0. 083mg/m³、日平均の 2%除外値は 0. 041 mg/m³であり、環境基準を達成している。

表 3. 1. 1-5 浮遊粒子状物質（平成 28 年度）

測定局名		1 時間値 の 最高値	2 % 除外 値 の 日平均	短期的評価	長期的評価
				〈評価方法〉 1 時間値の 1 日平均値が 0. 10mg/m ³ 以下であり、か つ、1 時間値が 0. 20mg/m ³ 以下であること。	〈評価方法〉 1 日平均値の 2%除外値 が 0. 10mg/m ³ 以下であ ること。
		mg/m ³	mg/m ³	環境基準達成状況	環境基準達成状況
一般局	唐津局	0. 083	0. 041	○	○

注) ○は環境基準を達成した項目、×は環境基準を達成しなかった項目
出典等：「平成 28 年度大気環境調査結果」（平成 30 年、佐賀県）を使用して作成した。

エ 微小粒子状物質

唐津局における大気中の微小粒子状物質濃度の調査結果を表 3. 1. 1-6 に示す。

微小粒子状物質濃度の年平均値は 14. 0μg/m³、日平均の 98%値は 30. 6μg/m³であり、環境基準を達成している。

表 3. 1. 1-6 微小粒子状物質（平成 28 年度）

測定局名		年 平均 値	日 平均 の 98 % 値	〈評価方法〉 1 年平均値が 15 μ g/m ³ 以下かつ 1 日平 均値が 35 μ g/m ³ 以下 であること
				環境基準達成状況
		μg/m ³	μg/m ³	
一般局	唐津局	14. 0	30. 6	○

注) ○は環境基準を達成した項目、×は環境基準を達成しなかった項目
出典等：「平成 28 年度大気環境調査結果」（平成 30 年、佐賀県）を使用して作成した。

オ 光化学オキシダント

唐津局の大気中における光化学オキシダント濃度の調査結果を表 3. 1. 1-7 に示す。

光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均は 0. 040ppm であった。昼間の 1 時間値が 0. 06ppm を超過した日数は 87 日間、時間数は 498 時間であり、環境基準を達成していない。

また、1 時間値で 0. 12ppm 以上となり、その状態が継続すると認められる場合は注意報を発令することとしているが、光化学オキシダントに係る注意報の発令はなかった。

表 3. 1. 1-7 光化学オキシダント測定結果（平成 28 年度）

測定局名		昼間の 1 時間 平均値	〈評価方法〉 昼間(5時から20時まで)の 全ての1時間値が0.06ppm 以下であること。 環境基準達成状況
		ppm	
一般局	唐津局	0.040	×

注) ○は環境基準を達成した項目、×は環境基準を達成しなかった項目
出典等：「平成 28 年度大気環境調査結果」（平成 30 年、佐賀県）を使用して作成した。

カ 一酸化炭素

大気中の一酸化炭素については、基本的な調査対象範囲において測定が実施されていない。

(b) ダイオキシン類の状況

佐賀県では、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、環境中のダイオキシン類調査を実施している。

「平成 28 年度ダイオキシン類調査結果」(平成 30 年、佐賀県)によると、基本的な調査対象範囲において調査は実施されていない。なお、参考として唐津市二タ子における調査結果を表 3.1.1-8 に示す。

唐津市二タ子における調査地点では環境基準を達成している。

表 3.1.1-8 一般環境大気調査でのダイオキシン類測定結果 (平成 28 年度)

調査地点	大気濃度 (pg-TEQ/m ³)			環境基準
	7 月	1 月	平均	
唐津市二タ子	0.011	0.014	0.013	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	○	○	○	
環境基準達成状況	○	○	○	

注) ○は環境基準を達成した項目、×は環境基準を達成しなかった項目を示す。

出典等: 「平成 28 年度ダイオキシン類調査結果」(平成 30 年、佐賀県)を使用して作成した。

(c) 大気汚染に係る苦情の受付件数

「平成 29 年版 佐賀県環境白書」(平成 30 年、佐賀県)によると、唐津市における大気汚染に係る苦情の受付件数は 0 件であった。

(3) 騒音・振動の状況

(a) 騒音の状況

基本的な調査対象範囲において騒音の状況に関する情報は得られなかった。

なお、参考として、唐津市内で実施されている自動車騒音の調査結果を表 3.1.1-9 に示す。

唐津市文化体育館前（幹線道路）及び、唐津市役所本庁前の測定結果は環境基準を達成している。ただし、唐津市都市コミュニティセンター前の測定結果は環境基準を達成していない。

表 3.1.1-9 自動車騒音の調査結果（平成 28 年度）

測定項目	地域の類型	場所	昼間		夜間	
			測定値 (dB)	環境基準 (dB)	測定値 (dB)	環境基準 (dB)
自動車騒音	B	唐津市都市コミュニティセンター前	69	65	61	60
	C	唐津市文化体育館前（幹線道路）	65	70	56	65
	C	唐津市役所本庁前	66	70	59	65

注) 昼間とは午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日午前 6 時までの時間帯を示す。
出典等：「第 2 次唐津市環境基本計画」（平成 30 年、唐津市）

(b) 振動の状況

基本的な調査対象範囲において振動の状況に関する情報は得られなかった。

なお、参考として、唐津市内で実施されている道路交通振動の測定結果を表 3.1.1-10 に示す。

全ての測定地点において、昼間、夜間ともに「振動規制法」（昭和 51 年、法律第 64 号）に規定する要請限度を達成している。

表 3.1.1-10 道路交通振動の測定結果（平成 28 年度）

地域の類型	場所	昼間		夜間	
		測定値 (dB)	要請限度 (dB)	測定値 (dB)	要請限度 (dB)
第 1 種	唐津市都市コミュニティセンター前	36	65	32	60
第 2 種	唐津市文化体育館前	41	70	33	65
第 2 種	唐津市市役所本庁前	37	70	30	65

注) 昼間とは午前 8 時から午後 7 時まで、夜間とは午後 7 時から翌日午前 8 時までの時間帯を示す。
出典等：「第 2 次唐津市環境基本計画」（平成 30 年、唐津市）

(c) 騒音に係る苦情の受付件数

「平成 29 年版 佐賀県環境白書」(平成 30 年、佐賀県)によると、唐津市における騒音に係る苦情の受付件数は 2 件であった。

(d) 振動に係る苦情の受付件数

「平成 29 年版 佐賀県環境白書」(平成 30 年、佐賀県)によると、唐津市における振動に係る苦情の受付件数は 0 件であった。

(4) その他の大気に係る環境の状況

(a) 超低周波音の状況

「平成 29 年版 佐賀県環境白書」(平成 30 年、佐賀県)によると、基本的な調査対象範囲において、超低周波音に係る調査は実施されていない。

また、唐津市を含め佐賀県では超低周波音に係る苦情の受付件数は集計されていない。

3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

(a) 河川

「国土数値情報 河川」(国土交通省ホームページ、閲覧:平成30年8月)によると、基本的な調査対象範囲には河川は存在していない。

(b) 海域

基本的な調査対象範囲は、玄界灘に面している。

(c) 潮位

「潮位表」(気象庁ホームページ、閲覧:平成30年8月)を用いて、潮位を整理した。基本的な調査対象範囲には潮位観測所が存在しないため、参考として事業実施想定区域より南東約7kmに位置する仮屋の天文潮位(予測値)を表3.1.2-1に示す。

表 3.1.2-1 天文潮位における潮汐概況(平成29年)(仮屋)

	総回数	推算月合計 (cm)	推算月平均 (cm)	推算月最高潮位(cm)			推算月最低潮位(cm)		
				起時	潮位	回数	起時	潮位	回数
1月	744	82329	110.7	13日22時7分	224	1	13日3時52分	-32	1
2月	672	72773	108.3	28日22時51分	225	1	11日3時39分	-24	1
3月	744	81954	110.2	29日22時40分	236	1	30日17時0分	-13	1
4月	720	83979	116.6	27日22時29分	242	1	28日16時45分	-20	1
5月	744	93287	125.4	27日10時7分	244	2	27日16時34分	-17	2
6月	720	96689	134.3	25日9時54分	251	1	25日16時25分	-9	1
7月	744	105367	141.6	24日9時45分	257	1	24日16時11分	2	1
8月	744	108265	145.5	22日9時34分	260	1	22日15時51分	15	2
9月	720	104011	144.5	8日10時26分	254	1	20日15時26分	30	2
10月	744	102939	138.4	7日10時14分	257	1	8日4時33分	17	1
11月	720	92693	128.7	5日10時3分	249	1	6日4時18分	-9	1
12月	744	88338	118.7	4日21時41分	240	1	5日4時10分	-28	1
平均	730	92719	126.9		245	1.1		-7.3	1.3

注) 仮屋は潮位表基準面の標高を決定するために必要なデータが得られていないため、潮位の標高表示を掲載していない。

出典等:「潮位表」(気象庁ホームページ、閲覧:平成30年8月)を使用して作成した。

(d) 流況

「七管区保有海象観測報告リスト」(海上保安庁ホームページ、閲覧:平成30年8月)によると、基本的な調査対象範囲において流況の調査はされていない。

(e) 波浪

「全国港湾海洋波浪観測年報 (NOWPHAS 2015)」(平成 29 年、港湾空港技術研究所) によると、基本的な調査対象範囲において波浪観測所は存在しない。なお、参考として最寄りの測定地点である「玄界灘」の波高及び波向別出現頻度を図 3.1.2-1、月別平均及び最大有義波を表 3.1.2-2 に示す。

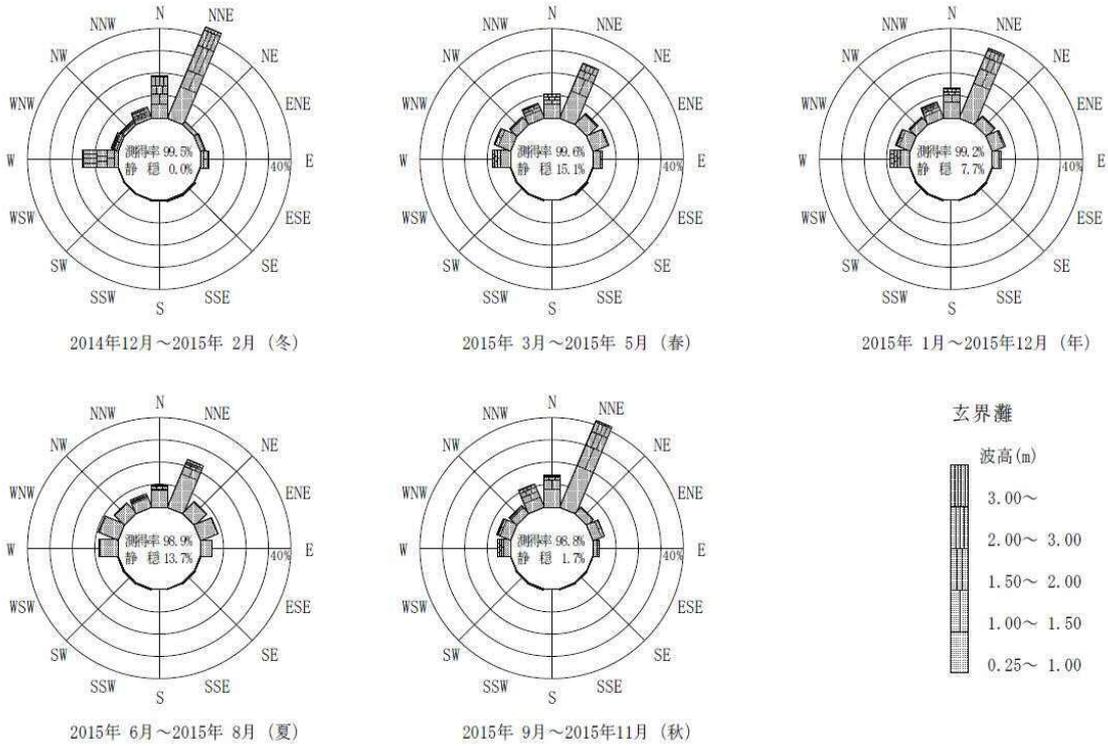


図 3.1.2-1 波高及び波向別出現頻度 (玄界灘)

出典等：「全国港湾海洋波浪観測年報 (NOWPHAS 2015)」(平成 29 年、港湾空港技術研究所) を引用した。

表 3.1.2-2 月別平均及び最大有義波 (平成 27 年) (玄界灘)

玄界灘		2015年												年間	
項目		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
最大有義波	有義波	H1/3 (m)	3.93	3.89	3.28	3.17	1.54	2.11	4.87	5.11	3.36	2.42	4.19	4.79	5.11
		T1/3 (s)	8.1	8.7	8.2	8.0	5.3	8.0	8.5	8.2	7.7	7.0	8.9	9.0	8.2
		起時 (日-時)	22-20	5-20	10-14	20-18	16-12	27-10	16-18	25-14	9-20	25-18	19- 2	11-10	8-25-14
対応最高波	最高波	HMAX (m)	5.27	6.82	5.42	5.04	2.68	3.71	9.63	7.17	5.25	4.13	7.71	8.54	7.17
		TMAX (s)	8.7	7.6	9.0	8.9	4.8	6.8	8.2	8.8	8.4	6.9	10.0	7.2	8.8
平均有義波	H1/3	平均値	1.52	1.34	1.02	0.95	0.45	0.58	0.75	0.68	1.04	0.92	1.25	1.15	0.97
	(m)	標準偏差	0.73	0.64	0.72	0.64	0.29	0.41	0.81	0.81	0.64	0.43	0.79	0.80	0.73
標準偏差	T1/3	平均値	6.7	6.3	6.0	5.2	4.4	5.1	5.0	5.5	5.5	5.5	6.7	6.0	5.6
	(s)	標準偏差	1.29	1.26	1.95	1.21	0.91	1.65	1.32	1.75	1.26	1.31	1.67	1.28	1.58
測得率 (%)			100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	99.17	100.00	100.00	100.00	100.00	99.93

出典等：「全国港湾海洋波浪観測年報 (NOWPHAS 2015)」(平成 29 年、港湾空港技術研究所) を引用した。

(2) 水質の状況

(a) 公共用水域の水質の状況

佐賀県では、水質汚濁防止法（昭和 45 年、法律第 138 号）第 16 条の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質測定計画を策定しており、国、県、市町等の関係機関が、水質測定を実施している。また、海域については佐賀県が実施している。なお、基本的な調査対象範囲において河川は存在していない。

ア 人の健康の保護に関する項目

「平成 28 年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成 29 年、佐賀県）によると、基本的な調査対象範囲において河川の人の健康の保護に関する項目の測定は行われていない。

イ 生活環境の保全に関する項目

① 河川

「平成 28 年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成 29 年、佐賀県）によると、基本的な調査対象範囲において河川的生活環境の保全に関する項目の測定は行われていない。

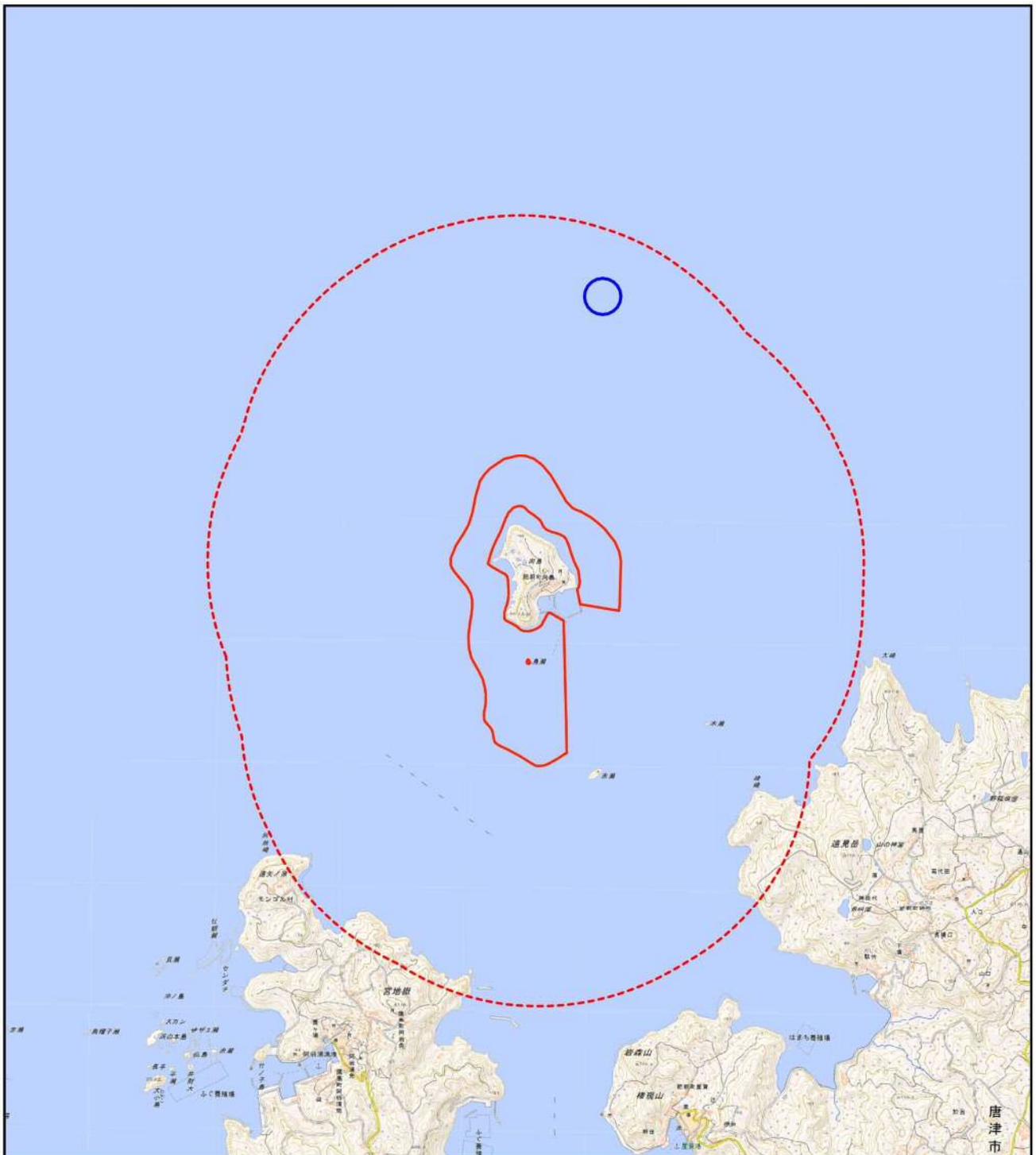
② 海域

基本的な調査対象範囲における海域の水質測定の結果を表 3.1.2-3、図 3.1.2-2 に示す。

表 3.1.2-3 海域の水質測定結果

調査月日	表層水温 (°C)	表層塩分	表層溶存酸素 (%)	プランクトン 量(m ^l /m ³)	透明度 (m)
平成 30 年 8 月 6 日	27.7	33.8	111	4.2	12.0

出典等：「玄海漁場環境調査」（平成 30 年、佐賀県）を使用して作成した。



凡例

○ 水質調査地点

■ 事業実施想定区域

■ 基本的な調査対象範囲

1000 0 1000 2000 3000m



図 3.1.2-2 海域水質調査地点

出典等：「玄海漁場環境調査」（平成 30 年、佐賀県）
を使用して作成した。

(b) 地下水の水質の状況

佐賀県では、水質汚濁防止法（昭和 45 年、法律第 138 号）の規定により策定された地下水の水質測定計画に基づき、県内の地下水の水質測定を実施している。「平成 28 年度公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成 29 年、佐賀県）によると、平成 28 年度の地下水の水質測定は 16 市町において、427 本の井戸で実施されている。

基本的な調査対象範囲において、地下水の水質測定は行われていない。

(c) 水質汚濁に係る苦情の受付件数

「平成 29 年版 佐賀県環境白書」（平成 30 年、佐賀県）によると、唐津市における水質汚濁に係る苦情の受付件数は 6 件であった。

(3) 水底の底質

(a) ダイオキシン類の状況

佐賀県では、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年、法律第 105 号）に基づき、環境中のダイオキシン測定を実施している。

ア 水質、底質、地下水の状況

「平成 28 年度ダイオキシン類調査結果」（平成 30 年、佐賀県）によると、基本的な調査対象範囲において水質、底質、地下水に係るダイオキシン類の調査は実施されていない。

イ 海域の状況

「平成 28 年度ダイオキシン類調査結果」（平成 30 年、佐賀県）によると、基本的な調査対象範囲において海域に係るダイオキシン類の調査は実施されていない。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

(a) 土壌の状況

土壌分類の状況を図 3.1.3-1 に示す。

事業実施想定区域に近接する向島は湯島統及び上場 2 統が分布している。

(b) 土壌汚染の状況

「土壌汚染」(佐賀県ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月)によると基本的な調査対象範囲は、土壌汚染対策法に基づく要措置区域や形質変更時届出区域に該当しない。

(c) 土壌汚染に係る苦情の受付件数

「平成 29 年版 佐賀県環境白書」(平成 30 年、佐賀県)によると、唐津市における土壌汚染に係る苦情の受付件数は 1 件であった。

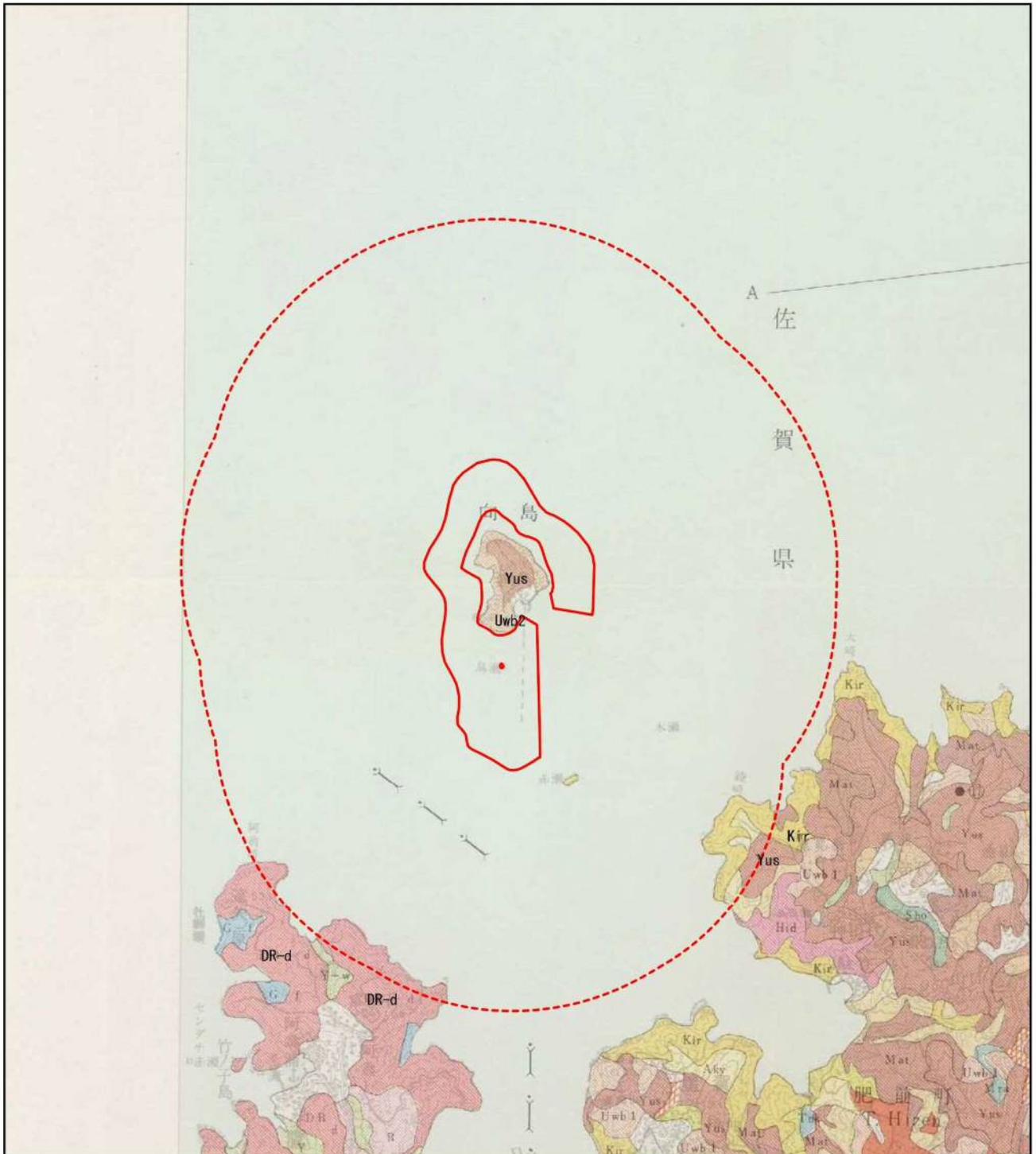
(2) 地盤の状況

(a) 地盤沈下の状況

「平成 28 年度 地盤沈下の概況」(平成 30 年、佐賀県)によると、基本的な調査対象範囲において地盤沈下に関する調査は実施されていない。

(b) 地盤沈下に係る苦情の受付件数

「平成 29 年版 佐賀県環境白書」(平成 30 年、佐賀県)によると、唐津市における地盤沈下に係る苦情の受付件数は 0 件であった。



- 凡例
- 乾性褐色森林土壌
 - Kir 金立統
 - 湿性褐色森林土壌
 - Hiz 肥前統
 - 暗赤色土壌
 - Uwb2 上場2統
 - Yus 湯島統
 - Mat 松浦統
 - DR-d 暗赤色土壌(乾性)
 - 赤色土壌
 - Sin 新谷統
 - R 赤色土壌

- 黄色土壌
 - Aky 赤山統
 - Y-w 黄色土壌(湿性)
- 灰色台地土壌
 - Sin 菖蒲統
- 細流グライ土壌
 - G-f 細流グライ土壌
- 粗流グライ土壌
 - Tnk 田中統
- 人工改変地
 - al 人工改変地

- 事業実施想定区域
- 基本的な調査対象範囲

1000 0 1000 2000 3000m



図 3.1.3-1 土壌の状況

出典等：「5万分の1土地分類基本調査 土壌分類図」
 (国土交通省ホームページ、閲覧：平成30年
 8月)を使用して作成した。

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

(a) 陸域の状況

基本的な調査対象範囲の地形分類の状況を図 3.1.4-1 に示す。

事業実施想定区域に近接する向島には丘陵地(Ⅱ)(起伏量 100m 以下)及び崖が存在している。

(b) 海域の状況

基本的な調査対象範囲の水深を図 3.1.4-2 に示す。

事業実施想定区域は水深 5m~25m の範囲に位置する。

(2) 地質の状況

(a) 陸域の状況

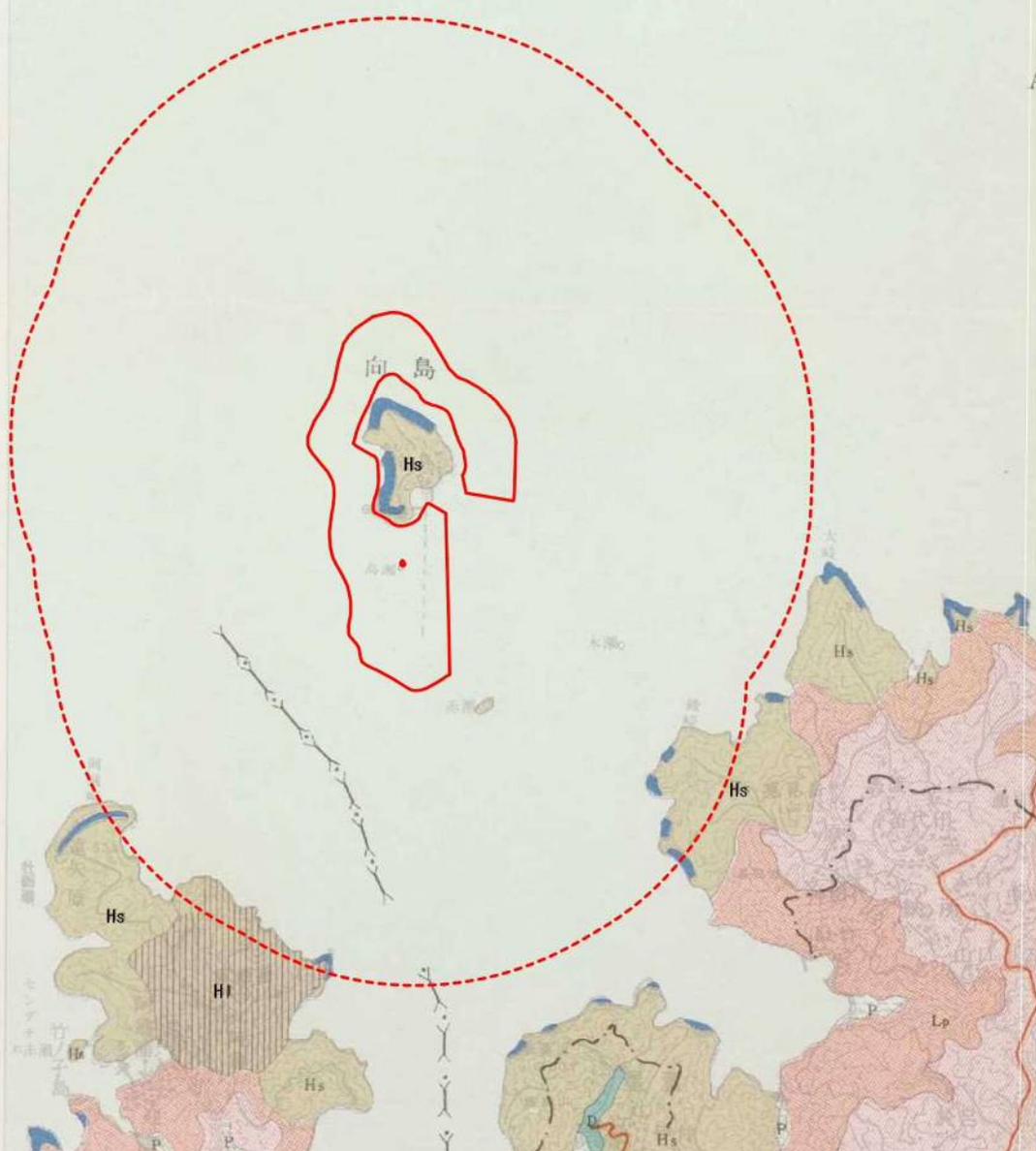
基本的な調査対象範囲の地質分類の状況を図 3.1.4-3 に示す。

事業実施想定区域に近接する向島は、概ね玄武岩であり、一部泥岩・砂岩互層が存在する。

(b) 海域の状況

基本的な調査対象範囲の海底の地質の状況を図 3.1.4-4 に示す。

事業実施想定区域は大部分が岩であり、その周辺は概ね粗粒砂が分布している。また、事業実施想定区域の南側には、一部天然礁が存在している。



凡例

-  崖
-  丘陵地(Ⅱ)(起伏量100m以下)
-  丘陵地(Ⅰ)(起伏量200m~100m)
-  谷底平野
-  溶岩台地
-  三角州

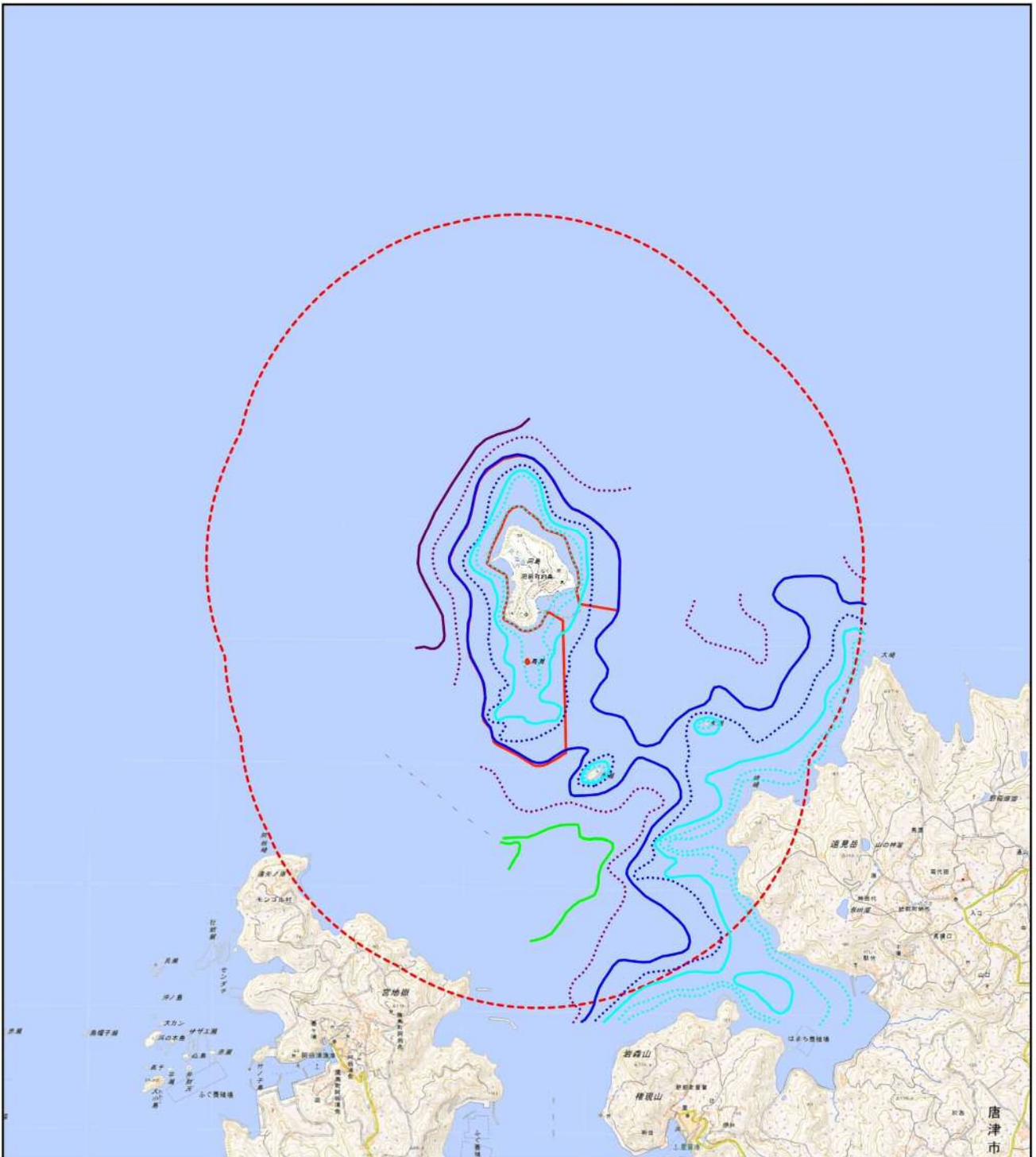
-  事業実施想定区域
-  基本的な調査対象範囲

1000 0 1000 2000 3000m



図 3.1.4-1 地形分類の状況

出典等：「5万分の1土地分類基本調査 地形分類図」(国土交通省ホームページ、閲覧：平成30年8月)を使用して作成した。



凡例
水深

- 5、10m
- 15m
- 20m
- 25m
- 30m
- 35m
- 40m

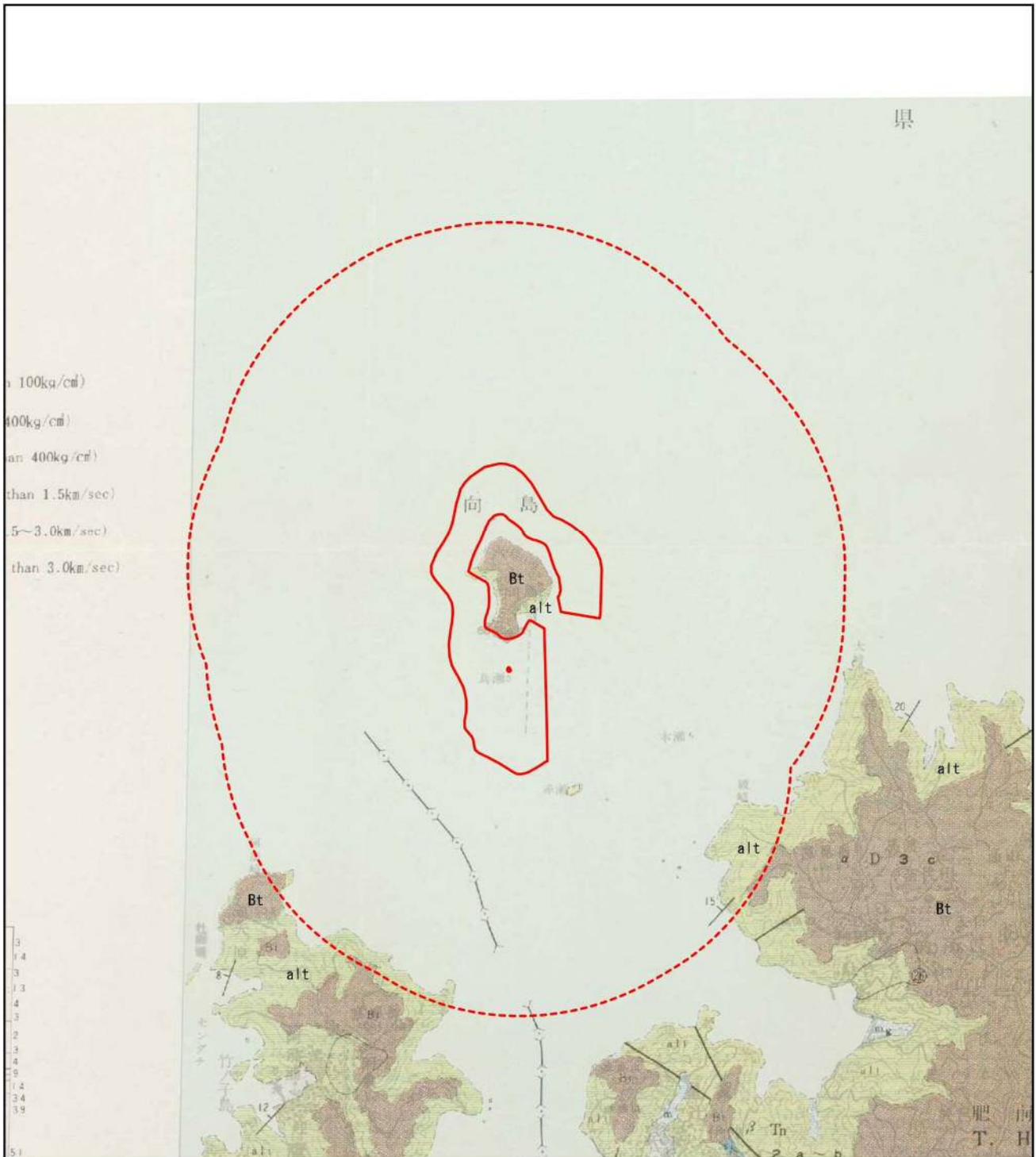
- 事業実施想定区域
- 基本的な調査対象範囲

1000 0 1000 2000 3000m



図 3.1.4-2 水深の状況

出典等：「佐賀県玄海地区沿整基礎調査」（平成 11 年、佐賀県）
を使用して作成した。



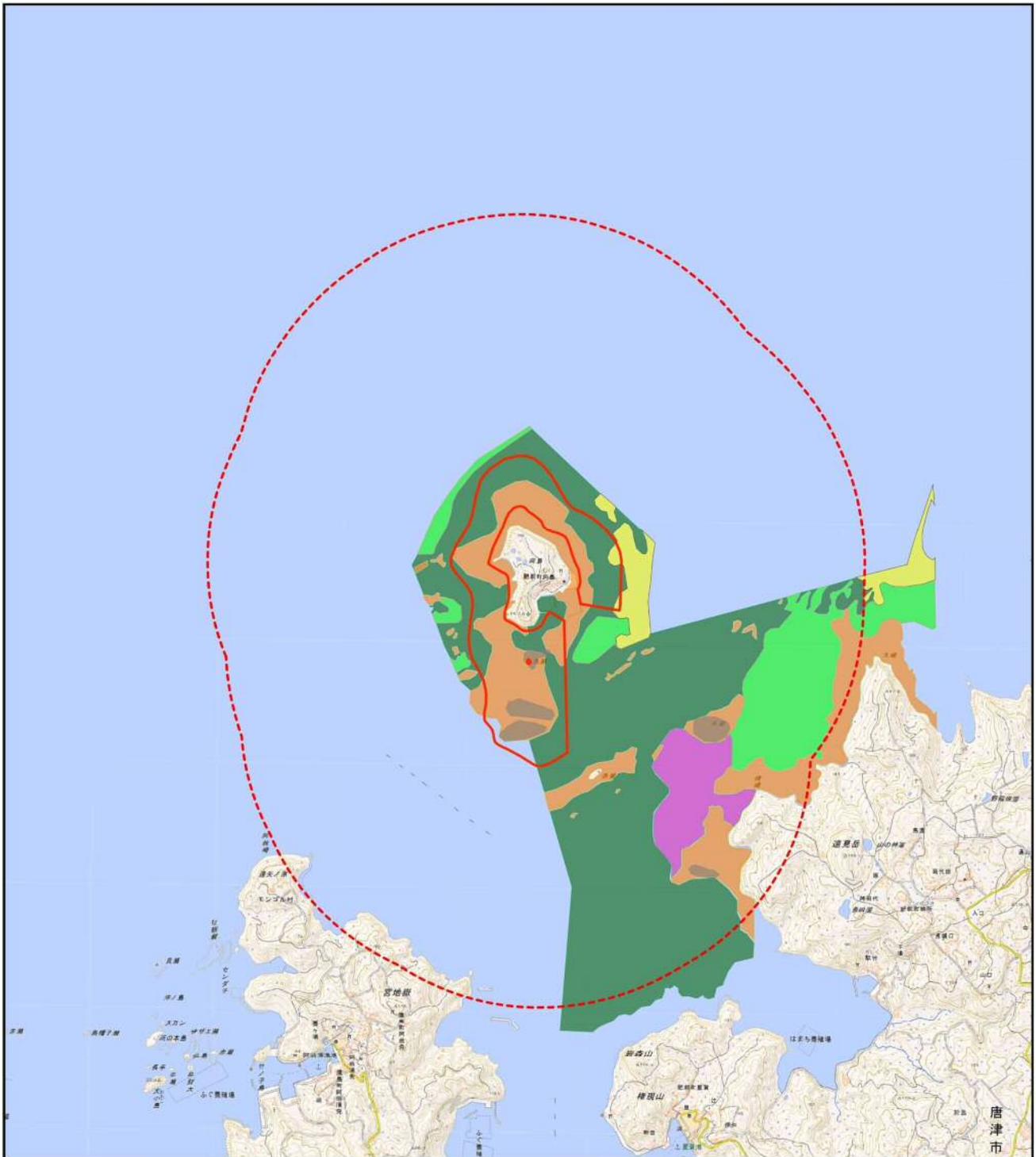
- 凡例
- 火山性岩石
- Bt 玄武岩
- 固結堆積物
- alt 泥岩・砂岩互層
 - ms 泥岩
- 未固結堆積物
- m 泥

- 事業実施想定区域
- 基本的な調査対象範囲

1000 0 1000 2000 3000m

図 3.1.4-3 地質分類の状況

出典等：「5 万分の 1 土地分類基本調査 地形分類図」（国土交通省ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月）を使用して作成した



凡例

- 岩
- 礫・群石
- 粗粒砂
- 中粒砂
- 細粒砂
- 天然礁

- 事業実施想定区域
- 基本的な調査対象範囲

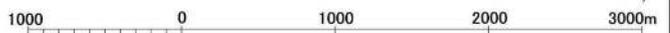


図 3.1.4-4 海底の地質の状況

出典等：「佐賀県玄海地区沿整基礎調査」（平成 11 年、佐賀県）を使用して作成した。

(3) 重要な地形及び地質

重要な地形及び地質の抽出に使用した資料を表 3.1.4-1、重要な地形及び地質の選定基準を表 3.1.4-2 に示す。

調査の結果、基本的な調査対象範囲において重要な地形及び地質は存在しなかった。

表 3.1.4-1 重要な地形及び地質の抽出に使用した資料

資料番号	資料の名称	発行等
1	国指定文化財等データベース	文化庁ホームページ(閲覧：平成 30 年 8 月)
2	佐賀県の文化財紹介	佐賀県ホームページ(閲覧：平成 30 年 8 月)
3	文化財	唐津市ホームページ(閲覧：平成 30 年 8 月)
4	日本の地形 レッドデータブック 第 1 集新装版 「危機にある地形」	平成 12 年、(株) 古今書院
5	日本の地形 レッドデータブック 第 2 集 「保存すべき地形」	平成 14 年、(株) 古今書院
6	地質情報データベース	産業技術総合研究所ホームページ (閲覧：平成 30 年 8 月)

表 3.1.4-2 重要な地形及び地質の選定基準

法令等番号	重要な地形及び地質の選定基準	出典
1	・天然記念物【天】 ・特別天然記念物【特天】	文化財保護法 (昭和 25 年、法律第 214 号)
	・天然記念物【県天】	佐賀県文化財保護条例 (昭和 51 年、条例第 22 号)
	・天然記念物【市天】	唐津市文化財保護条例 (平成 17 年、条例第 303 号)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・①日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形【希少】 ・②①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形【地学】 ・③多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形【特典】 ・④動物や植物の生息・生育地として重要な地形【動植】 	「日本の地形レッドデータブック 第 1 集 新装版 「危機にある地形」」(平成 12 年、(株) 古今書院)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・①日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形【希少】 ・②①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形【地学】 ・③多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形【特典】 ・④動物や植物の生息・生育地として重要な地形【動植】 	「日本の地形レッドデータブック 第 2 集 「保存すべき地形」」(平成 14 年、(株) 古今書院)

注) 【】は、本書における図表中での略称を示す。

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息状況

(a) 調査方法

動物の生息状況の把握に使用した資料を表 3.1.5-1 に示す。調査は図 3.1-1 に示すとおり、事業実施想定区域が含まれる 2 次メッシュに基づき実施した。また、表 3.1.5-2 の選定根拠に基づき、重要な種の抽出を行った。

表 3.1.5-1 動物の分布情報の抽出に使用した資料

番号	資料の名称	発行等	分類群
1	日本の動物分布図集	平成 22 年、環境省	哺乳類 鳥類 両生類
2	いきものログ	環境省ホームページ (閲覧：平成 30 年 8 月)	爬虫類 昆虫類 淡水魚類
3	希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の調査結果について（環境省報道発表資料）	平成 16 年、環境省	鳥類
4	オオワシ・オジロワシ 2 次メッシュ情報 GIS データ	平成 14 年、環境省	鳥類
5	脆弱沿岸海域図	環境省ホームページ (閲覧：平成 30 年 8 月)	鳥類 海棲哺乳類 海域の底生生物
6	鳥類等に関する風力発電施設立地適切化のための手引き	平成 23 年、環境省	鳥類 (渡りの状況)
7	ウミガメ産卵地	平成 22 年、日本ウミガメ協議会	爬虫類
8	海棲哺乳類ストランディングデータベース	国立科学博物館ホームページ (閲覧：平成 30 年 8 月)	海棲哺乳類
9	第 3 回海域生物環境調査報告書	昭和 63 年、環境省	海域の底生動物
10	漁業実態調査報告書	平成 29 年、特定非営利活動法人 MATSRA	その他の海域動物

注) MATSRA は、唐津市加部島沖が海洋エネルギーの「実証フィールド」として選定されたことを受け、その運営管理及び、持続的な水産業の基礎研究や科学技術の振興などの活動を通じ、公益の増進や地域社会の発展への寄与を目的として設立された団体である。

表 3.1.5-2 重要な種の選定基準

番号	重要な種の選定基準	出典
I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別天然記念物【特天】 ・ 天然記念物【天】 ・ 佐賀県天然記念物【県天】 ・ 唐津市天然記念物【市天】 	「文化財保護法」 (昭和 25 年、法律第 214 号)
		「佐賀県文化財保護条例」 (昭和 51 年、条例第 22 号)
		「唐津市市文化財保護条例」 (平成 17 年、条例第 330 号)
II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅【EX】 ・ 野生絶滅【EW】 ・ 絶滅危惧Ⅰ類【CR+EN】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅危惧ⅠA類【CR】 ・ 絶滅危惧ⅠA類【EN】 ・ 絶滅危惧Ⅱ類【VU】 ・ 準絶滅危惧【NT】 ・ 情報不足【DD】 ・ 絶滅のおそれのある地域個体群【LP】 	「環境省レッドリスト 2018」 (平成 30 年、環境省)
III	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅種【EX】 ・ 絶滅危惧Ⅰ類種【Ⅰ類】 ・ 絶滅危惧Ⅱ類種【Ⅱ類】 ・ 準絶滅危惧種【準】 ・ 情報不足種【不】 	「佐賀県レッドリスト 2003－(動物分野)」 (平成 16 年、佐賀県)
IV	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際希少野生動植物種【際】 ・ 国内希少野生動植物種【内】 ・ 緊急指定種【緊】 	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年、法律第 75 号)
V	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希少野生動植物種【希】 	「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」 (平成 14 年、条例第 48 号)

(b) 調査結果

ア 陸域動物の状況

抽出された陸域動物を表 3.1.5-3 に示す。

72 科、209 種が抽出された。

表 3.1.5-3 陸域動物の抽出結果

分類群	抽出種数	主な抽出種
哺乳類	7科14種	キクガシラコウモリ、タヌキ、キツネ、ノリス、ノネコ、ニホンザル、ニホンイタチ、チョウセンイタチ、テン、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ、ノウサギ(ニホンノウサギ)、アライグマ
鳥類	39科83種	カイツブリ、ハジロカイツブリ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ゴイサギ、アマサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、マガモ、カルガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、トビ、サシバ、チョウゲンボウ、キジ、ヤマドリ、クイナ、バン、コチドリ、シロチドリ、ハマシギ、クサシギ、イソシギ、タシギ、ユリカモメ、カモメ、ウミネコ、カッコウ、ホトトギス、フクロウ、ヨタカ、アカショウビン、カワセミ、アオゲラ、コゲラ、ヤイロチョウ、ヒバリ、ツバメ、イワツバメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、タヒバリ、ヒヨドリ、モズ、ジョウビタキ、イソヒヨドリ、シロハラ、ツグミ、ヤブサメ、ウグイス、セッカ、オオルリ、サンコウチョウ、ツリスガラ、エナガ、ヤマガラ、ヒガラ、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、ホオアカ、ミヤマホオジロ、クロジ、アオジ、オオジュリン、カワラヒワ、マヒワ、イカル、スズメ、ムクドリ、カケス、カササギ、ハシボソガラス、ミヤマガラス、ハシブトガラス、コジュケイ、カワラバト、オシドリ、ホシハジロ、キジバト
爬虫類	4科5種	アカウミガメ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ
両生類	6科11種	カスミサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、ヤマアカガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル
昆虫類	13科90種	ホソミイトトンボ、ベニイトトンボ、アオモンイトトンボ、ムスジイトトンボ、アオイトトンボ、ホソミオツネイトトンボ、アオハダトンボ、タイワンウチワヤンマ、オオギンヤンマ、トラフトンボ、タカネトンボ、ベッコウトンボ、タイリクアカネ、アキアカネ、マイコアカネ、リスアカネ、ハネビロトンボ、クマゼミ、ツクツクボウシ、ニイニイゼミ、ヒメハルゼミ、シロウミアメンボ、ダイミョウセセリ、キマダラセセリ、コチャバネセセリ、イチモンジセセリ、チャバネセセリ、クロセセリ、ミカドアゲハ、ミカドアゲハ本土亜種、ジャコウアゲハ、アオスジアゲハ、キアゲハ、クロアゲハ、ナミアゲハ、サガサキアゲハ、モンキアゲハ、カラスアゲハ、キチョウ、ツマグロキチョウ、ウスキシロチョウ、モンキチョウ、ツマキチョウ、エゾスジグロシロチョウ、エゾスジグロシロチョウ本州以南亜種、モンシロチョウ、スジグロシロチョウ、ムラサキシジミ、ムラサキツバメ、トラフシジミ、ベニシジミ、ゴイシシジミ、ウラナミシジミ、ヤマトシジミ、ルリシジミ、サツマシジミ、ツバメシジミ、タイワンツバメシジミ、クロツバメシジミ、テングチョウ、アサギマダラ、スジグロカバマダラ、カバマダラ、ウラスジヒョウモン、メスグロヒョウモン、オオウラギンヒョウモン、ツマグロヒョウモン、イチモンジチョウ、コムスジ、キタテハ、ルリタテハ、ヒメアカタテハ、アカタテハ、アオタテハモドキ、イシガケチョウ、スミナガシ、コムラサキ、ゴマダラチョウ、テングチョウ本土亜種、メスアカムラサキ、ヒメウラナミジャノメ、ウラナミジャノメ、ジャノメチョウ、クロヒカゲ、ヒメジャノメ、ヤマキマダラヒカゲ、サトキマダラヒカゲ、コジャノメ、ウスイロコノマチョウ、クロコノマチョウ
淡水魚類	3科7種	オイカワ、カワムツB型、タモロコ、イトモロコ、ギンブナ、ミナミメダカ、ヨシノボリ類

また、抽出された陸域動物のうち重要な種を表 3.1.5-4～表 3.1.5-7 に示す。

① 哺乳類の重要な種

重要な哺乳類は、抽出されなかった。

② 鳥類の重要な種

重要な鳥類は、表 3.1.5-4 に示すとおり、10 科 10 種が抽出された。

表 3.1.5-4 鳥類の重要な種

No.	科名	種名	資料番号					選定基準			
			1	2	3	4	5	I	II	III	IV
1	クイナ	クイナ	○							不	
2	ヨタカ	ヨタカ	○						NT	II類	
3	チドリ	シロチドリ	○						VU		
4	シギ	ハマシギ	○						NT		
5	ミサゴ	ミサゴ	○						NT	I類	
6	タカ	サシバ	○						VU	II類	
7	カワセミ	アカショウビン	○							II類	
8	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ	○						EN	I類	
9	カササギヒタキ	サンコウチョウ	○							II類	
10	カモ	オシドリ	○	○					DD	準	
	10 科	10 種	10	1	0	0	0	0	7	8	0

注) 資料は表 3.1.5-1 に、選定基準は表 3.1.5-2 に示す。

③ 爬虫類、両生類の重要な種

重要な爬虫類、両生類は、表 3.1.5-5 に示すとおり 4 科 6 種が抽出された。

表 3.1.5-5 爬虫類、両生類の重要な種

No	科名	種名	資料番号			選定基準			
			1	2	7	I	II	III	IV
1	ウミガメ	アカウミガメ	○				EN	I類	際
2	サンショウウオ	カスミサンショウウオ	○	○			VU	準	
3	イモリ	アカハライモリ	○	○			NT		
4	アカガエル	ヤマアカガエル	○					II類	
5		トノサマガエル	○				NT	不	
6		ニホンヒキガエル	○	○				不	
	4 科	6 種	6	3	0	0	4	5	1

注) 資料番号は表 3.1.5-1、選定基準は表 3.1.5-2 に示す。

④ 昆虫類の重要な種

重要な昆虫類は、表 3.1.5-6 に示すに示すとおり 8 科 13 種が抽出された。

表 3.1.5-6 昆虫類の重要な種

No.	科名	種名	資料番号		選定基準			
			1	2	I	II	III	IV
1	イトトンボ	ベニイトトンボ	○			NT		
2		ムスジイトトンボ	○				準	
3	カワトンボ	アオハダトンボ	○			NT	準	
4	トンボ	ベッコウトンボ	○			CR	I 類	
5		マイコアカネ	○				II 類	
6	アメンボ	シロウミアメンボ	○	○		VU	II 類	
7	シジミチョウ	タイワンツバメシジミ	○			EN	I 類	
8		クロツバメシジミ	○	○		NT	準	
9	タテハチョウ	オオウラギンヒョウモン	○			CR	I 類	
10		ヤマキマダラヒカゲ	○				準	
11	シロチョウ	ツマグロキチョウ	○			EN		
12		エゾスジグロシロチョウ	○				準	
13	ジャノメチョウ	ウラナミジャノメ	○	○		VU	II 類	
	8 科	13 種	13	3	0	9	11	0

注) 資料番号は表 3.1.5-1、選定基準は表 3.1.5-2 に示す。

⑤ 淡水魚類の重要な種

重要な淡水魚類は、表 3.1.5-7 に示すとおり、1 科 1 種が抽出された。

表 3.1.5-7 淡水魚類の重要な種

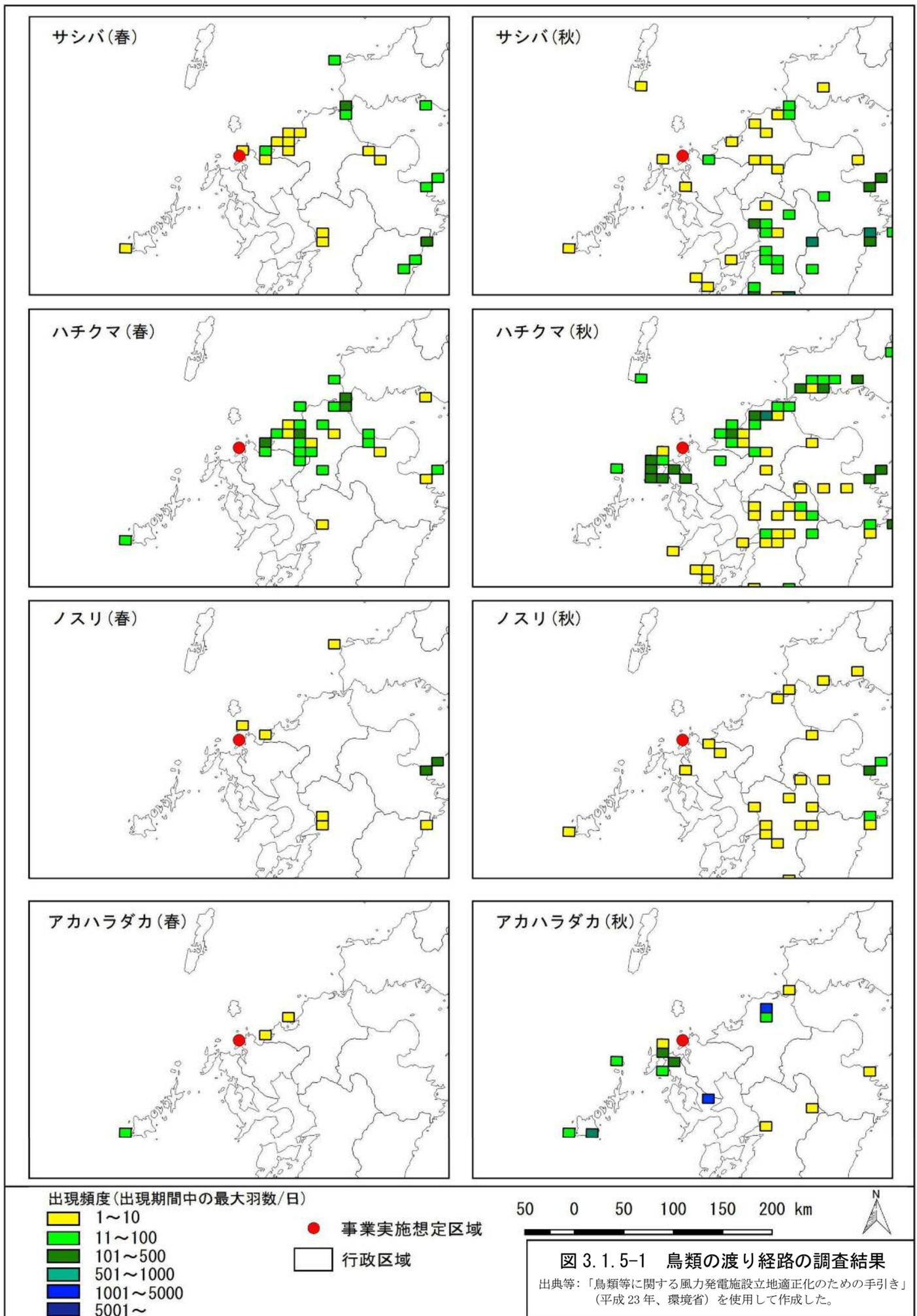
No.	科名	種名	資料番号		選定基準			
			1	2	I	II	III	IV
1	メダカ	ミナミメダカ	○			VU	準	
	1 科	1 種	1	0		1	1	

注) 資料番号は表 3.1.5-1、選定基準は表 3.1.5-2 に示す。

イ 鳥類の渡りの状況

猛禽類の渡り経路の調査結果を図 3.1.5-1 に、ツル類の渡りの経路を図 3.1.5-2 に示す。

観察情報と事業実施想定区域の位置関係を整理したところ、基本的な調査対象範囲において猛禽類（サシバ、ハチクマ、ノスリ、アカハラダカ）の出現記録は、確認されなかった。



ツル類については、その90%以上は、鹿児島県出水平野に飛来するとされ、他に定期的に飛来している場所は長崎県諫早、佐賀県伊万里市、山口県周南市のみである。出水からの渡りの経路は、天草、西彼杵半島、平戸を経て津島に至るコースと諫早、伊万里、壱岐を経て対馬に至るコースの2つがあるとされる。事業実施想定区域及びその周囲は、後者のコースに隣接している。



図 3.1.5-2 ツル類の渡り経路

出典等：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年、環境省）を参考に作成した。

ウ 海域動物の状況

抽出された海域動物を表 3.1.5-8 に示す。

基本的な調査対象範囲において重要な海域動物は抽出されなかった。

表 3.1.5-8 海域動物の抽出結果

分類群	抽出種数	主な抽出種
海棲哺乳類	4科7種	コマッコウ、ザトウクジラ、ミンククジラ、カマイルカ、マダライルカ、コビレゴンドウ、ゴマフアザラシ
底生動物	49科54種	アラレタマビキガイ、フナムシ、アゴナガヨコエビ、イワフジツボ、コマキアゲエビスガイ、イワガニ、イボウミニナ、ケガキ、クログチガイ、イソガニ、クルマエビ科の一種、タテジマイソギンチャク、ヒメケハダヒザラガイ、ゴクラクミドリガイ、ホンヤドカリ、ヤッコカンザシ、カリガネエガイ、シボリガイ、トゲドロクダムシ、スガイ、ヒザラガイ、セミアサリ、イソゴカイ、ヤチウロコムシ、アサリ、モノシリス、トテナオガニ、ダイダイイソカイメン、クロイソカイメン、イボニシ、チロリ科の一種、ヤスリヒザラガイ、テッポウエビ、チンチロフサゴカイ、アケノサシバ、カリガエネガイ、ムシロガイ、ヒメコザラガイ、ウミイサゴムシ、ニッポンフサゴカイ、イワムシ、ニッポンモバヨコエビ、オウギガニ、ハマダンゴムシ、キュウシュウナミノコガイ、ミナミスナホリガニ、ハマグリ、モクズヨコエビ、エゾオフエリア、イソチロリ、ヒメスナホリムシ、ニッポンモガニ、ワラジヘラムシ、ホソヘラムシ
その他の海域動物	5科5種	サワラ、アワビ、サザエ、ウニ、スルメイカ

エ 注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地を、表 3.1.5-9 に示す文献その他の資料により抽出した。
基本的な調査対象範囲において、動物の注目すべき生息地は存在しなかった。

表 3.1.5-9 注目すべき生息地の選定根拠

選定根拠番号	選定根拠	発行等
1	「文化財保護法」において以下に指定されている種	昭和 25 年、法律第 214 号
	天然記念物【天】…学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、として文化財保護法に基づき保護・保存を指定されたもの 特別天然記念物【特天】…天然記念物のうち特に重要なもの	
	「佐賀県文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和51年、条例第22号
	天然記念物【県天】…佐賀県教育委員会が県内に存する芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）を唐津市文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「唐津市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	平成17年、条例第330号
2	天然記念物【市天】…唐津市教育委員会が市内に存する芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）を唐津市文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）」で定められた下記の基準によって指定された湿地	1975 年 発効
3	【基準1】 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地	
	【基準2】 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地	
	【基準3】 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地	
	【基準4】 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地	
	【基準5】 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地	
	【基準6】 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地	
	【基準7】 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地	
	【基準8】 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地	
	【基準9】 湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1パーセントを定期的に支えている湿地	
4	「日本の重要湿地500」 環境省が生物多様性保全の観点から、以下の基準で選定した重要湿地	環境省ホームページ (閲覧：平成30年8月)
	【基準1】 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合	
	【基準2】 希少種、固有種等が生育・生息している場合	
	【基準3】 多様な生物相を有している場合	
	【基準4】 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 【基準5】 生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等）である場合	
5	「重要野鳥生息地（IBA）」 BirdLife Internationalが以下の基準で選定した重要野鳥生息地	(公財) 日本野鳥の会ホームページ (閲覧：平成30年8月)
	【基準1】 …世界的に絶滅の危機にある種が生息している。	
	【基準2】 …限定された地域に生息する種、または固有種が生息している。	
	【基準3】 …あるバイオームに特徴的な種の相当種が生息している。 【基準4】 …多くの渡り鳥が利用／生息している。	
5	「Key Biodiversity Area (KBA、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域)」 CONSERVATION INTERNATIONAL JAPANが以下の基準で選定した地域	CONSERVATION INTERNATIONAL JAPANホームページ (閲覧：平成30年8月)
	【危機性】 …国際自然保護連合（IUCN）が作成しているIUCNレッドリストにおいて「深刻な危機（CR）、危機（EN）」に該当する種が1個体でも存在するサイト、または「危急（VU）」に該当する種が30個体、あるいは10ペア以上存在するサイト	
	【非代替性 a】 …世界で50,000km ² 以下の限られた範囲にしか分布しない種の個体数の5%が集中して分布するサイト	
	【非代替性 b】 …世界的個体数の1%がある特定の季節（時期）に集まるサイト	
	【非代替性 c】 …世界的個体数の1%がある特定の季節（時期）に集まるサイト 【非代替性 d】 …他の個体群への個体の供給数が、全世界の個体数の1%以上を占める個体群がいるサイト	

(2) 植物の生育状況及び植生の状況

(a) 調査方法

植物相及び植生の状況の把握に使用した資料を表 3.1.5-10 に示す。調査は図 3.1-1 に示すとおり、事業実施想定区域が含まれる 2 次メッシュに基づき実施した。なお、植生については、事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲とした。また、表 3.1.5-11 の選定根拠に基づき、重要な種の抽出を行った。

表 3.1.5-10 植物の生育状況及び植生の状況の把握に使用した資料

番号	資料の名称	発行等	調査対象
1	いきものログ	環境省ホームページ (閲覧：平成 30 年 8 月)	植物相
2	佐賀の植物 N. 50	平成 26 年、佐賀植物友の会	植物相
3	絶滅危惧種分布情報公開種一覧	平成 12 年、環境省	植物相
4	佐賀県の生物	平成 8 年、日本生物教育会佐賀大会	植物相
5	漁業実態調査報告書	平成 29 年、特定非営利活動法人 MATSRA	海域植物
6	環境アセスメントデータベース	環境省ホームページ (閲覧：平成 30 年 8 月)	藻場
7	第 6～7 回自然環境保全基礎調査 (植生調査)	環境省ホームページ (閲覧：平成 30 年 8 月)	植生

表 3.1.5-11 重要な種の選定基準

番号	重要な種の選定基準	出典
I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別天然記念物【特天】 ・ 天然記念物【天】 ・ 佐賀県天然記念物【県天】 ・ 唐津市天然記念物【市天】 	「文化財保護法」 (昭和 25 年、法律第 214 号)
		「佐賀県文化財保護条例」 (昭和 51 年、条例第 22 号)
		「唐津市市文化財保護条例」 (平成 17 年、条例第 330 号)
II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅【EX】 ・ 野生絶滅【EW】 ・ 絶滅危惧 I 類【CR+EN】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅危惧 IA 類【CR】 ・ 絶滅危惧 IA 類【EN】 ・ 絶滅危惧 II 類【VU】 ・ 準絶滅危惧【NT】 ・ 情報不足【DD】 ・ 絶滅のおそれのある地域個体群【LP】 	「環境省レッドリスト 2018」 (平成 30 年、環境省)
III	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絶滅種【EX】 ・ 絶滅危惧 I 類種【I 類】 ・ 絶滅危惧 II 類種【II 類】 ・ 準絶滅危惧種【準】 ・ 情報不足種【不】 	「レッドデータブックさが 2010 植物編」 (平成 22 年、佐賀県)
IV	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際希少野生動植物種【際】 ・ 国内希少野生動植物種【内】 ・ 緊急指定種【緊】 	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年、法律第 75 号)
V	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希少野生動植物種【希】 	「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」 (平成 14 年、条例第 48 号)

(b) 調査結果

ア 陸域植物の状況

抽出された陸域植物を表 3.1.5-12 に示す。

カニクサ、エノキ、マテバシイ等の 49 科、103 種が抽出された。

また、抽出された陸域植物のうち重要な種を表 3.1.5-13 に示す。

キセワタ、キクタニギク及びシバナが抽出された。

表 3.1.5-12 陸域植物の抽出結果

抽出種数	主な抽出種
49 科 103 種	カニクサ、タチシノブ、トラノオシダ、ノキシノブ、ホシダ、ホラシノブ、マメツタ、オオイタチシダ、オニヤブソテツ、イシカグマ、アマチャヅル、エビヅル、オドリコソウ、オニツルボ、コオニユリ、クルマバアカネ、シマカンギク、ダルマガク、タンキリマメ、ツルソバ、ツワブキ、ホソバワダン、ミヤコジマツツラフジ、ハマウド、ボタンボウフウ、フウトウカズラ、センニンソウ、コゴメスゲ、ハマサオトメカズラ、アオツツラフジ、ツツラフジ、ハスノハカズラ、ルリハコベ、カラクサナズナ、フラサバソウ、オオイヌノフグリ、タチイヌノフグリ、クサイチゴ、ナワシロイチゴ、ヘクソカズラ、イヨカズラ、カラムシ、ニオウヤブマオ、トウダイグサ、イワタイゲキ、ハマボッス、タイトゴメ、ハマナレン、ハマツメクサ、ハマハタザオ、カワラナデシコ、ハマヒルガオ、コマツヨイグサ、ハマナタマメ、アオイゴケ、キラソウ、ヒメウス、ノビル、ヤブラン、ノアザミ、ミツバゼリ、ツボクサ、ゲンノショウコ、サルトリイバラ、ヤブマメ、ヒメクス、アカメガシワ、イヌビワ、エノキ、オオイタビ、キツタ、コウゾ、サンゴジュ、シロダモ、スダジイ、タブノキ、テリハノイバラ、ナワシログミ、ネズミモチ、ハマヒサカキ、ホルトノキ、マサキ、マテバシイ、マルバグミ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、クロマツ、コバノチョウセンエノキ、ヒサカキ、ハマビワ、トベラ、ヤツデ、シャリンバイ、サネカズラ、イタビカズラ、クロキ、フユイチゴ、ハウロクイチゴ、ハゼノキ、ツタ、キクタニギク、キセワタ、シバナ

表 3.1.5-13 重要な植物の抽出結果

No.	科名	種名	資料番号			選定基準				
			1	2	3	I	II	III	IV	V
1	シソ	キセワタ	○				VU			
2	キク	キクタニギク	○				NT			
3	ホロムイソウ	シバナ	○				NT			
	3 科	3 種	3	0	0	0	3	0	0	0

イ 海域植物の状況

抽出された陸域植物を表 3.1.5-14 に示す。

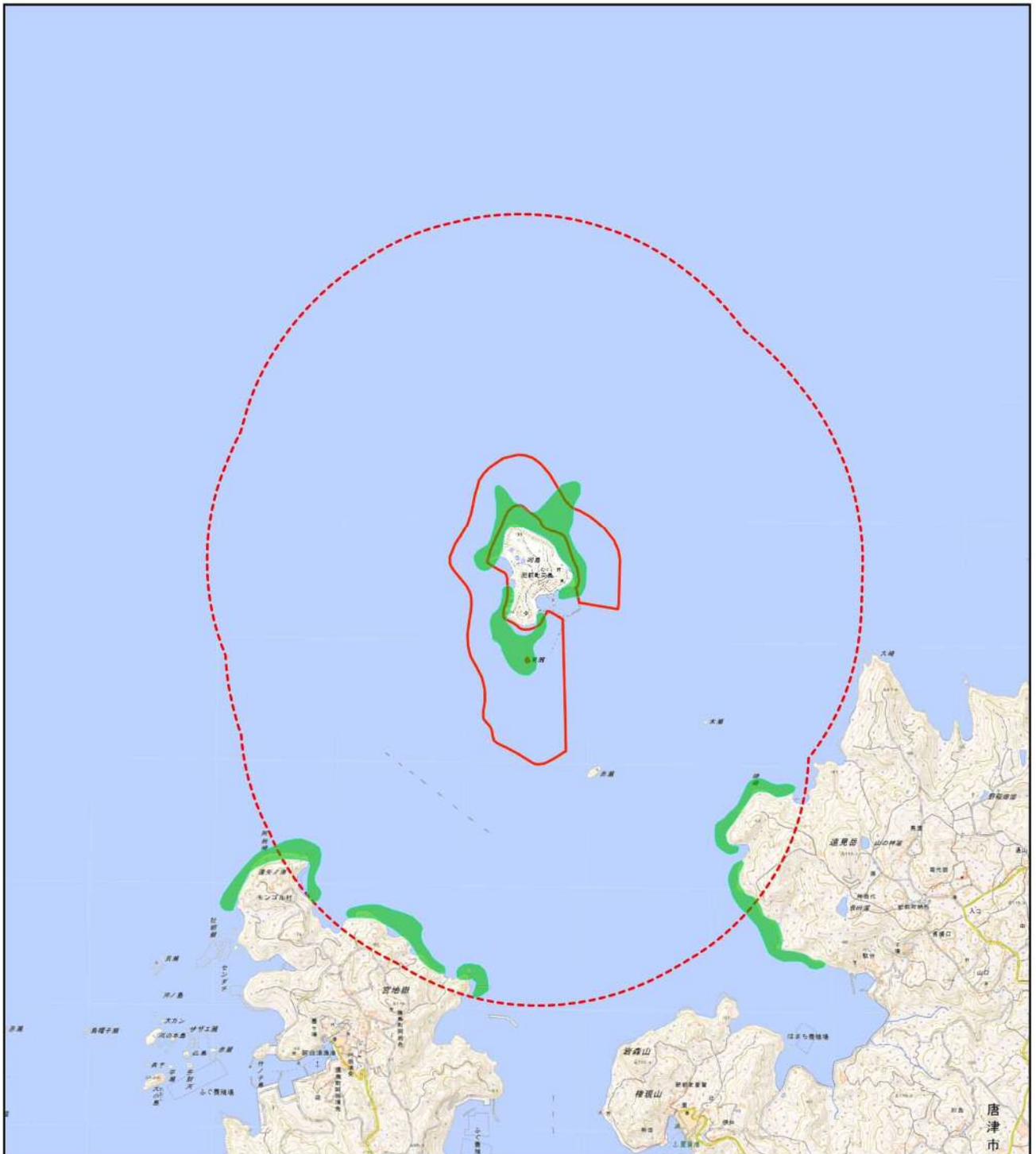
向島の周辺海域ではワカメ、ヒジキ、テングサが抽出され、いずれも特産として知られている。

また、藻場の分布状況を図 3.1.5-3 に示す。

事業実施想定区域が近接する向島の周辺には、アラメ・カジメ場が存在している。

表 3.1.5-14 海域植物の抽出結果

抽出種数	主な抽出種
3科3種	ワカメ、ヒジキ、テングサ



凡例

アラメ・カジメ場

事業実施想定区域

基本的な調査対象範囲

1000 0 1000 2000 3000m



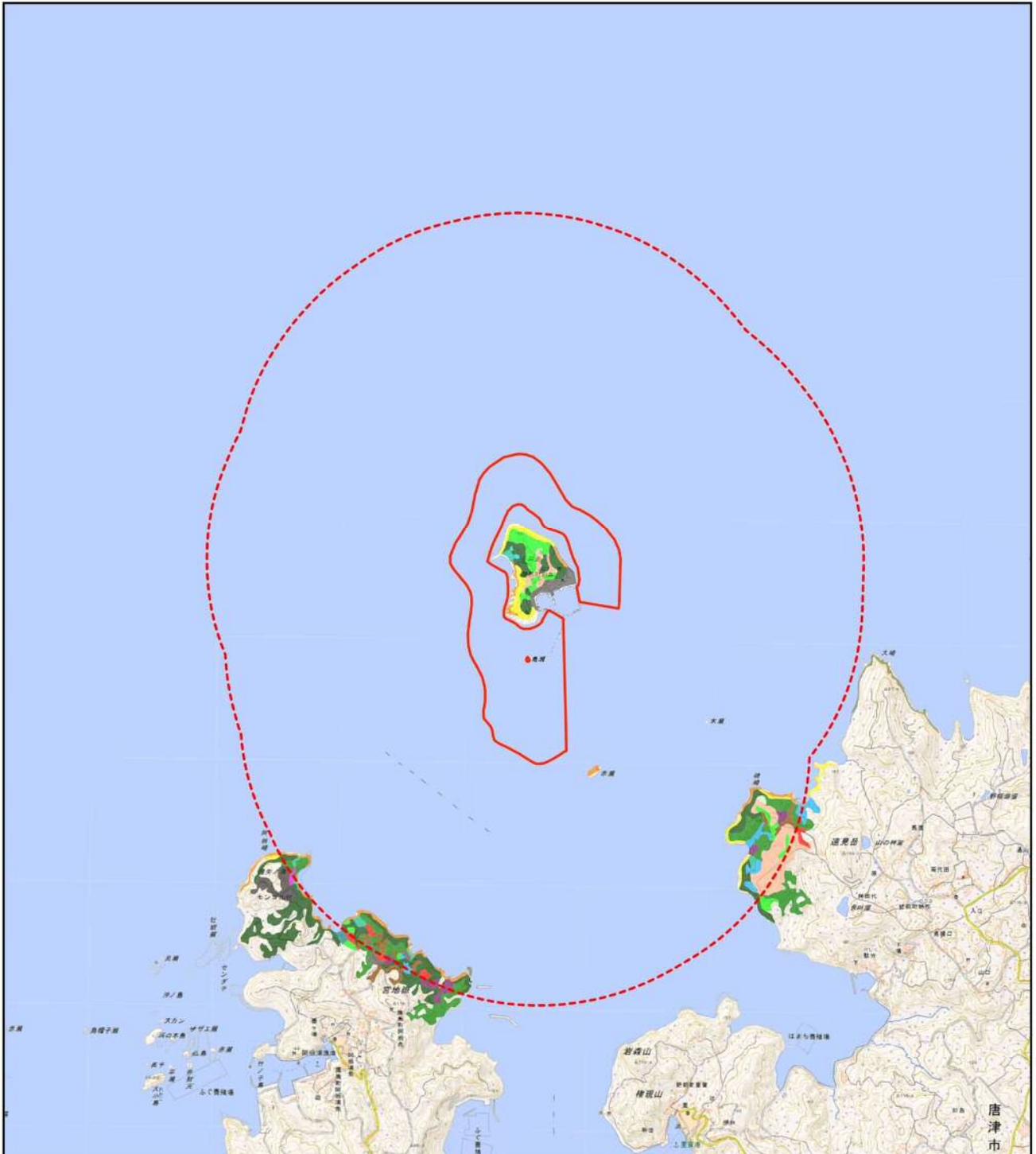
図 3.1.5-3 藻場位置図

出典等：「環境アセスメントデータベース」（環境省ホームページ 閲覧：平成 30 年 8 月）を使用して作成した。

ウ 植生の状況

「第6～7回自然環境保全基礎調査(植生調査) GISデータ」(環境省ホームページ、閲覧：平成30年8月)による、基本的な調査対象範囲の現存植生図を図3.1.5-4に示す。

事業実施想定区域に近接する向島には、主にアカメガシワーカラスザンショウ群落、タブノキヤブニッケイ二次林及びハマビワ群落が存在している。また、島の南東部は市街地となっている。



凡例

- | | |
|-------------------|-----------|
| アカメガシワーカラスザンショウ群落 | 水田雑草群落 |
| シイ・カシ二次林 | 畑雑草群落 |
| スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 自然裸地 |
| タブノキ・ヤブニッケイ二次林 | 路傍・空地雑草群落 |
| ダンチク群落 | 開放水域 |
| ハマビワ群落 | |
| マテバシイ二次林 | |
| メダケ群落 | |
| 市街地 | |
| 放棄水田雑草群落 | |
| 竹林 | |
| 海岸断崖地植生 | |
| 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 | |

- 事業実施想定区域
- 基本的な調査対象範囲

1000 0 1000 2000 3000m



図 3.1.5-4 植生区分図

出典等:「第6~7回自然環境保全基礎調査(植生調査)」
 (環境省ホームページ 閲覧:平成30年8月)を使用して作成した。

エ 重要な植物群落等の状況

重要な植物群落等の選定根拠を、表 3.1.5-15 に示す。

基本的な調査対象範囲において重要な植物群落は存在しなかった。

表 3.1.5-15 重要な植物群落等の選定根拠

選定根拠 番号	選定根拠	発行等
1	「文化財保護法」において以下に指定されている種	昭和 25 年、法律第 214 号
	天然記念物【天】…学術上価値の高い植物（自生地を含む。）として文化財保護法に基づき保護・保存を指定されたもの 特別天然記念物【特天】…天然記念物のうち特に重要なもの	
	「佐賀県文化財保護条例」において以下に指定されているもの	昭和51年、条例第22号
	天然記念物【県天】…佐賀県教育委員会が県内に存する学術上価値の高い植物（自生地を含む。）として、唐津市文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「唐津市文化財保護条例」において以下に指定されているもの	平成17年、条例第330号
2	天然記念物【市天】…唐津市教育委員会が市内に存する学術上価値の高い植物（自生地を含む。）として、唐津市文化財保護条例に基づき保護・保存を指定したもの	
	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において以下に指定されている種	平成 4 年、法律第 75 号
	国際希少野生動植物種【際】…国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種であって政令で定めるもの 国内希少野生動植物種【内】…個体が国内に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの 緊急指定種【緊】…国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種で、保存を特に緊急に図る必要があると認められるもの。	
3	「自然環境保全基礎調査」において、以下の「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落または個体群	環境省ホームページ (閲覧:平成 30 年 8 月)
	【A】原生林もしくはそれに近い自然林	
	【B】国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群	
	【C】比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群	
	【D】砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの	
	【E】郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの	
	【F】過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの	
	【G】乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群	
【H】その他、学術上重要な植物群落または個体群		
4	「自然環境保全基礎調査」において、以下の基準に該当する単木、樹林、並木	環境省ホームページ (閲覧:平成 30 年 8 月)
	・原則として地上から 1.3m の高さでの幹周りが 3m 以上の木	
5	「自然環境保全基礎調査」（環境省）において、以下に該当する自然植生	環境省ホームページ (閲覧:平成 30 年 8 月)
	・植生自然度 10…自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 ・植生自然度 9…自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区	
6	林野庁が指定する下記の「保護林」	林野庁ホームページ (閲覧:平成 30 年 8 月)
	林野庁が原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野 【生態系】…森林生態系保護地域 【生物群集】…生物群集保護林 【希少生物】…希少個体群保護林	

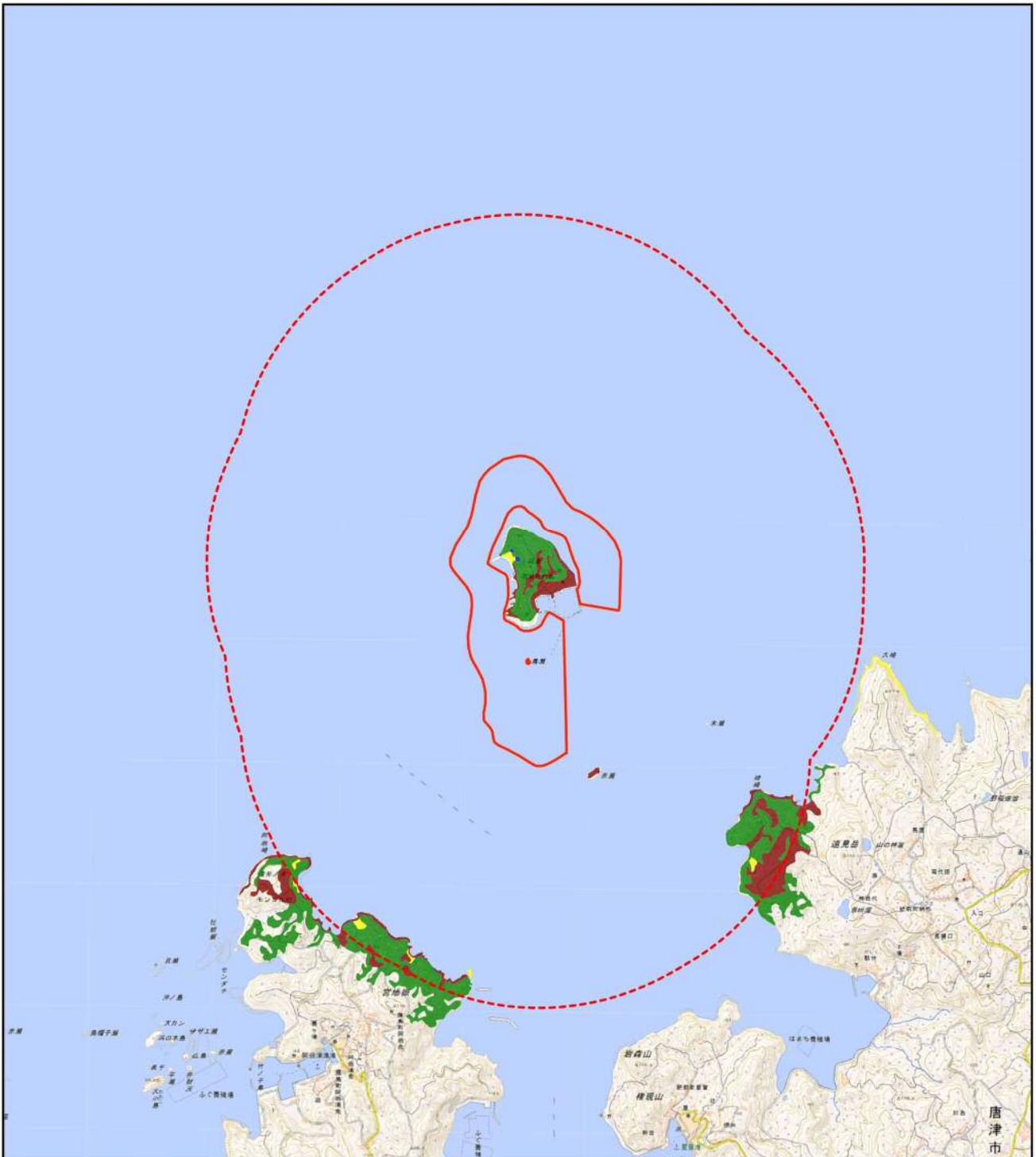
(3) 生態系の状況

既存資料の植生区分をもとに自然環境の類型区分を実施し、地域を特徴づける陸域生態系を整理した。地域を特徴づける生態系の類型区分の概要を表 3.1.5-16 に、類型区分図を図 3.1.5-5 に示す。

事業実施想定区域に近接する向島は、主に樹林地に分類されており、一部が畑地・造成地等となっている。

表 3.1.5-16 地域を特徴づける生態系と植生区分の概要

地域を特徴づける陸域生態系	植生区分
樹林地	アカメガシワーカラスザショウ群落
	シイ・カシ二次林
	スギ・ヒノキ・サワラ植林
	タブノキーヤブニッケイ二次林
	ハマビワ群落
	マテバシイ二次林
	メダケ群落
	竹林
草原	ダンチク群落
	海岸断崖地植生
畑地、造成地等	市街地
	放棄水田雑草群落
	残存・植栽樹をもった公園、墓地等
	水田雑草群落
	畑雑草群落
	路傍・空地雑草群落
水辺（河川、ため池等含む）	開放水域



凡例

- 樹林地
- 水辺(河川、ため池等含む)
- 畑地、造成地等
- 草原

- 事業実施想定区域
- 基本的な調査対象範囲

1000 0 1000 2000 3000m



図 3.1.5-5 生態系類型区分図

出典等:「第6~7回自然環境保全基礎調査(植生調査)」
 (環境省ホームページ、閲覧:平成30年8月)を使用して作成した。

3.1.6 人と自然との触れ合いの活動の場及び景観の状況

(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

基本的な調査対象範囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場を、表 3.1.6-1 に示す資料により調査した。

基本的な調査対象範囲に、キャンプ施設、自然探訪の場、採集の場などの主要な人と自然との触れ合いの活動の場はなかった。

表 3.1.6-1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の抽出に用いた資料等

No.	資料名	発行等
1	唐津市景観計画	平成 20 年告示、平成 29 年改正、唐津市
2	観光スポット	玄海町ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）
3	松浦市景観計画	平成 28 年、松浦市
4	観光スポット	松浦市ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）
5	全国みるなび	日本観光振興協会ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）
6	あそぼーさが	佐賀観光連盟ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）
7	旅 karatsu	唐津市観光協会ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）

(2) 景観の状況

(a) 景観資源

基本的な調査対象範囲の景観資源の状況を、表 3.1.6-2 に示す資料により調査した。

基本的な調査対象範囲において、抽出された主な景観資源及び概要を表 3.1.6-3 に、位置図を図 3.1.6-1 に示す。

表 3.1.6-2 主要な景観資源の抽出に用いた資料等

No.	資料名	発行等
1	唐津市景観計画	平成 20 年告示、平成 29 年改正、唐津市
2	観光スポット	玄海町ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）
3	松浦市景観計画	平成 28 年、松浦市
4	観光スポット	松浦市ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）
5	第 3 回自然環境 保全基礎調査	環境省ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）

表 3.1.6-3 主な景観資源及び概要

No.	名称	概要
1	浜野浦の棚田	海岸から駆け上がる階段のように、大小 283 枚の田んぼが幾重にも連なり、季節によって様々な表情を見せてくれる。
2	広島海中ダム	鷹島の日比港近くにある日本初の海水淡水化ダム。ダム堤体には鷹島の伝統芸能「六本幟」が描かれており、ダム湖周辺はジョギングコースや公園として整備されている。
3	椿の群生林	福島の北端、初崎灯台へと続く探勝道にあり、約 5 万本のヤブツバキが群生している。
4	馬渡島	海に面した山地や台地の前面で主に波食作用によってできた崖。
5	波戸岬・池崎海岸	海に面した山地や台地の前面で主に波食作用によってできた崖。
6	名護屋浦	開析谷を持つ地形の部分的な沈水によって生じた樹枝状の入り江を持つ海岸で、沈水海岸の一形態。

(b) 主要な眺望点

眺望点については、広域に影響が及ぶことから事業実施想定区域及びその周囲 9km の範囲を基本的な調査対象範囲として表 3.1.6-4 に示す資料により調査した。抽出された施設及び概要を表 3.1.6-5 に、位置図を図 3.1.6-1 に示す。

なお、玄海国定公園の公園整備計画によれば、向島には園地は存在しない。

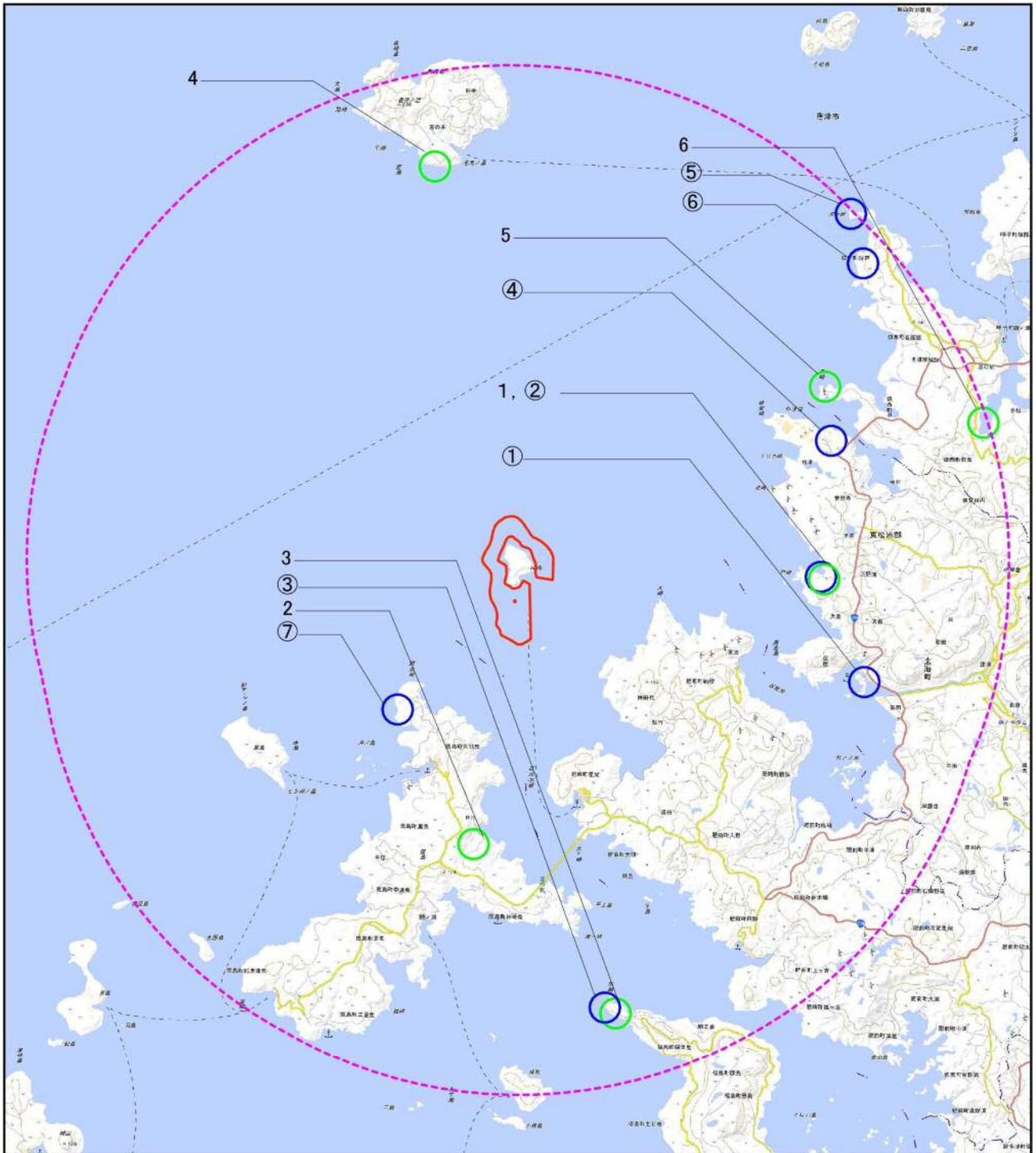
表 3.1.6-4 基本的な調査対象範囲の主要な眺望点の抽出に用いた資料等

No.	資料名	発行等
1	唐津市景観計画	平成 20 年告示、平成 29 年改正、唐津市
2	観光スポット	玄海町ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）
3	松浦市景観計画	平成 28 年、松浦市
4	観光スポット	松浦市ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）
5	全国みるなび	日本観光振興協会ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）
6	あそぼーさが	佐賀観光連盟ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）
7	旅 karatsu	唐津市観光協会ホームページ（閲覧：平成 30 年 8 月）

表 3.1.6-5 主要な眺望点及び概要

No.	名称	概要
①	三島公園	公園内にはアスレチック施設や展望台、遊歩道などが整備され、展望台からは仮屋湾の 360 度のパノラマが広がる。
②	浜野浦の棚田	玄海町の北西部に位置し、浜野浦川の下流域にある。棚田は、玄界灘に面した海岸から駆け上がる階段のように、斜面を幾重にも連なり、自然の景色を映し出す。
③	松浦市初崎キャンプ場	伊万里湾に面するキャンプ場で、日没前には夕陽が海面を照らし、素晴らしい光景を楽しむことができる。
④	玄海エネルギーパーク	太陽、風、水、四季折々の自然を楽しみながら、エネルギーについて、見て、知って、遊ぶことのできるテーマパーク。春には満開の桜並木の下で、玄界灘を眺めながら散歩をすることもできる。
⑤	波戸岬	九州本土の最西北端に位置し、玄海国定公園の一部。緑に覆われた東松浦半島の岬。北側に海中展望塔がある。
⑥	波戸岬キャンプ場	上場台地を形成する溶岩が玄界灘に突出してできた波戸岬にあるキャンプ場。緑の芝の上で気持ちよくキャンプが楽しめる。
⑦	松浦市福島オートキャンプ場	豊かな自然と美しい景観に囲まれた福島を中心部に位置するオートキャンプ場。

出典等：「3章 3.1.6 人と自然との触れ合いの活動の場及び景観の状況 表 3.1.6-2」と同様のものを用いた。



凡例



- 景観資源
 1. 浜野浦の棚田
 2. 廣島海中ダム
 3. 椿の群生林
 4. 馬渡島海岸
 5. 波戸岬・池崎海岸
 6. 名護屋浦



- 主要な眺望点
 ① 三島公園
 ② 浜野浦の棚田
 ③ 松浦市初崎キャンプ場
 ④ 玄海エネルギーパーク
 ⑤ 波戸岬
 ⑥ 波戸岬キャンプ場
 ⑦ 松浦市福島オートキャンプ場

事業実施想定区域

基本的な調査対象範囲

2000 0 1000 2000 4000 6000m



図 3.1.6-1 景観資源及び眺望点位置図

3.2 社会的状況

各調査項目における基本的な調査対象範囲を表3.2-1に示す。

社会的状況の基本的な調査対象範囲は、3.1 自然的状況等と同様に「事業実施想定区域及びその周囲2kmの範囲」とした。

ただし、人口及び産業の状況、土地利用の状況、下水道の整備状況、その他規制等の内容は広域に整理されていることから、事業実施想定区域に近接する向島を基本とし、向島での情報が得られない場合は事業実施想定区域が位置する唐津市を対象とした。

表 3.2-1 社会的状況の調査項目

調査項目	基本的な調査対象範囲
人口及び産業の状況	
人口	向島
産業	向島及び唐津市
土地利用の状況	唐津市
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	
河川及び湖沼の利用状況	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
海域の利用状況	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
地下水の利用状況	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
交通の状況	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
陸上交通	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
海上交通	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概要	
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
住宅の配置の概況	事業実施想定区域及びその周囲 2km の範囲
下水道の整備の状況	唐津市
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	唐津市

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

向島の人口及び世帯数を表 3.2.1-1 に、経年変化を図 3.2.1-1 に示す。

過去 5 年で人口はやや減少傾向にあり、世帯数はほぼ横ばいで推移している。

表 3.2.1-1 人口及び世帯数

町名	年	人口 (人)			世帯数
		総数	男	女	
向島	平成 26 年	64	36	28	21
	平成 27 年	64	35	29	22
	平成 28 年	59	33	26	21
	平成 29 年	57	32	25	21
	平成 30 年	55	32	23	21

注) 各年の 4 月 1 日時点の人口を示す。

出典等 : 「町別人口・世帯数」(唐津市ホームページ、閲覧:平成 30 年 8 月)を使用して作成した。

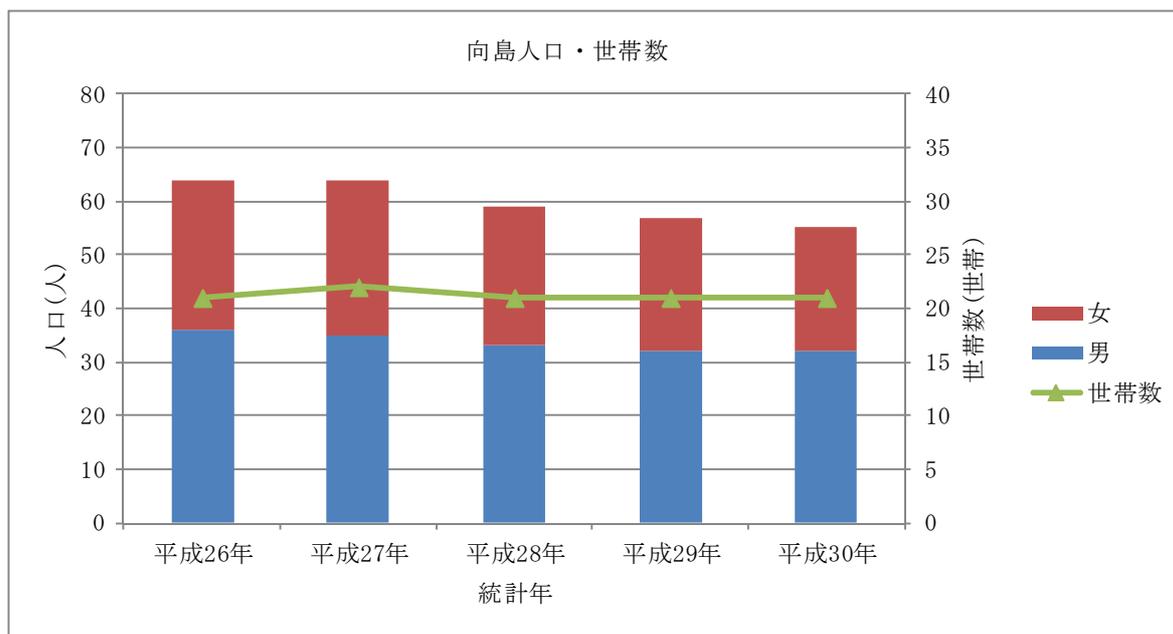


図 3.2.1-1 人口及び世帯数の経年変化

(2) 産業の状況

(a) 産業構造及び産業配置

向島における産業別就業者数を表 3.2.1-2 に示す。

平成 27 年度の産業別就業者数の構成をみると、向島では「漁業」が最も多く、全体の 87.5%を占める。次いで「運輸業、郵便業」が多く、9.4%を占める。

表 3.2.1-2 産業別就業者数（平成 27 年度）

部門	大分類	向島	
		(人)	(%)
第 1 次産業	農業、林業	0	0.0
	漁業	28	87.5
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0
	建設業	0	0.0
	製造業	0	0.0
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0
	情報通信業	0	0.0
	運輸業、郵便業	3	9.4
	卸売業、小売業	0	0.0
	金融業、保険業	0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	0	0.0
	宿泊業、飲食サービス業	1	3.1
	生活関連サービス業、娯楽業	0	0.0
	教育、学習支援業	0	0.0
	医療、福祉	0	0.0
	複合サービス事業	0	0.0
	サービス業(他に分類されないもの)	0	0.0
	公務(他に分類されないものを除く)	0	0.0
分類不能な産業	0	0.0	
総数		32	100.0

出典等：「平成 27 年度 国勢調査」（平成 29 年、総務省）を使用して作成した。

(b) 生產品目、生産量及び生産額

ア 水産業

唐津市における漁業別漁獲量を表 3.2.1-3 に示す。公開されている漁業種類では「船びき網」が最も漁獲量が多く、次いで「沿岸いか釣り」が多い。

表 3.2.1-3 漁業種類別漁獲量（平成 29 年）

（単位：t）

漁業種			唐津市	
底びき網	遠洋底びき網		-	
	以西底びき網		-	
	沖合底びき網	1 そうびき	-	
		2 そうびき	-	
小型底びき網		77		
船びき網			687	
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ	-
			近海かつお・まぐろ	-
			その他	x
	2 そうまき網		-	
中・小型まき網			-	
刺網	さけ・ます流し網		-	
	かじき等流し網		-	
	その他の刺網		95	
敷網	さんま棒受け網		-	
定置網	大型定置網		x	
	さけ定置網		-	
	小型定置網		x	
その他の網漁業			-	
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄	-	
		近海まぐろはえ縄	-	
		沿岸まぐろはえ縄	-	
	その他のはえ縄		212	
はえ縄 以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお一本釣	-	
		近海かつお一本釣	-	
		沿岸かつお一本釣	-	
	いか釣	遠洋いか釣	-	
		近海いか釣	-	
		沿岸いか釣	461	
	ひき縄釣		x	
その他の釣		109		
採貝・採藻			335	
その他の漁業			69	
漁獲量計			2,917	

注1) 「-」は事実のないもの、「x」は非公開のものを示す。

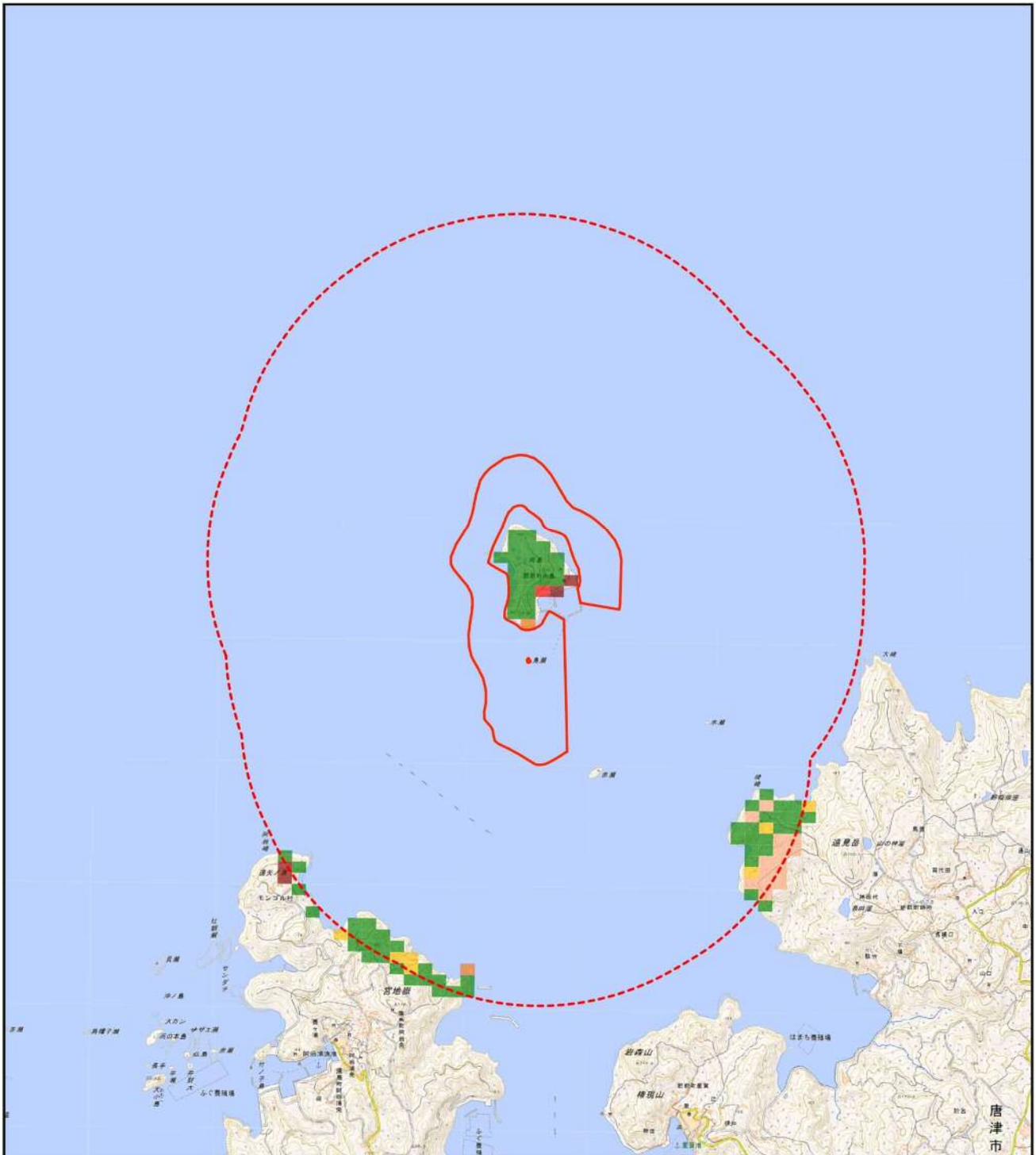
注2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典等：「平成 29 年漁業・養殖業生産統計」（平成 30 年、農林水産省）を使用して作成した。

3.2.2 土地利用の状況

基本的な調査対象範囲における土地利用の状況を図 3.2.2-1 に示す。

向島では、森林が多くを占め、その他に荒地や建物用地等が存在する。



凡例

- 田
- その他の農用地
- 森林
- 荒地
- 建物用地
- その他の用地

- 事業実施想定区域
- 基本的な調査対象範囲



図 3.2.2-1 土地利用の状況

出典等：「国土数値情報 土地利用細分メッシュ」（国土交通省ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月）を使用して作成した。

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼の利用状況

「国土数値情報 河川」(国土交通省ホームページ、閲覧：平成30年8月)によると、基本的な調査対象範囲において、河川及び湖沼は存在しない。

(2) 海域の利用状況

基本的な調査対象範囲における漁業権の設定状況を表3.2.3-1に示す。また漁業権の設定されている範囲を図3.2.3-1に示す。

基本的な調査対象範囲における海域に共同漁業権と区画漁業権が設定されている。

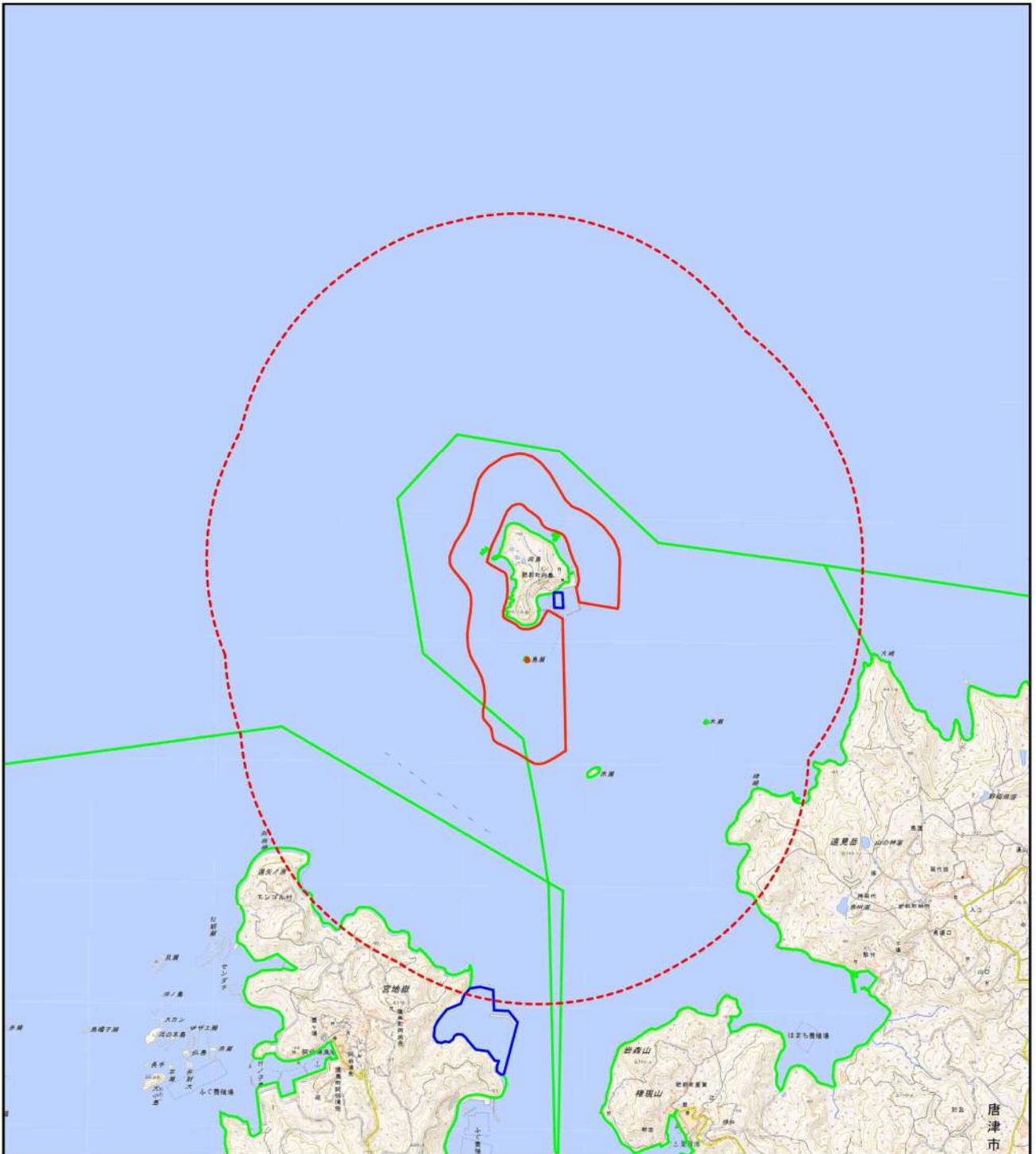
表3.2.3-1 基本的な調査対象範囲の漁業権の設定状況

免許番号	区画	漁業の種類、名称及び時期			漁業の位置及び漁場の区域	漁業権の存続期間
		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		
松共第21号	第七管区海上保安本部	第一種共同漁業権	貝類漁業9件 (あわび、とこぶし等)	周年 (とこぶし、さざえ等)	佐賀県唐津市肥前町大崎から阿漕に至る間の地先及び同町向島地先	H25(2013)/09/01-H35(2023)/08/31
			藻類漁業10件 (あまのり、すじあおのり等)	期間限定13件 (あわび、かき等)		
			その他漁業4件 (うに、たこ等)			
		第一種共同漁業権	小型定置網漁業2件 (雑魚、いか)	周年		
			雑魚磯建網漁業、建網漁業2件 (ぶり、かます)	かます 7/1-10/31		
			かご漁業5件 (ぼら、ばい、くろだい、かに、いか)	いかかご 1/20-4/15		
			あなごかご(うけ含む。)漁業			
しろうお四つ手網漁業	しろうお四つ手網 2/1-4/30					
松区第419号	第七管区海上保安本部	第一種区画漁業	介類小割式(養殖業)		佐賀県唐津市肥前町大崎から阿漕に至る間の地先及び同町向島地先	H25(2013)/09/01-H30(2018)/08/31
北共第12号	第七管区海上保安本部	第一種共同漁業	貝類漁業6件(あさり、あわび等)	周年	長崎県松浦市鷹島町地先	H25(2013)/09/01-H35(2023)/08/31
			藻類漁業8件(あまのり、かじめ等)			
			その他漁業4件 (いせえび、うに、たこ、なまこ)			
		雑魚磯刺網漁業				
		雑魚小型定置漁業				
第二種共同漁業	かご漁業2件(雑魚、いか)					
北区第1079号	第七管区海上保安本部	第1種区画漁業	魚類小割式	1/1-12/31	長崎県松浦市鷹島町阿翁免釜蓋地先	H25(2013)/09/01-H30(2018)/08/31

出典等：「CeisNet」(海上保安庁ホームページ、閲覧：平成30年8月)を使用して作成した。

(3) 地下水の利用状況

地下水の利用状況について、唐津市における取水量などに関する詳細な情報は確認できなかった。



凡例

- 共同漁業権
- 区画漁業権

- 事業実施想定区域
- 基本的な調査対象範囲

1000 0 1000 2000 3000m



図 3.2.3-1 漁業権の設定状況

出典等：「CeisNet」（海上保安庁ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月）を使用して作成した。

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通の状況

「国土数値情報 緊急輸送道路」(国土交通省ホームページ、閲覧：平成30年8月)によると基本的な調査対象範囲において、一般国道などの幹線道路はない。

(2) 海上交通の状況

基本的な調査対象範囲に位置する向島から発着港の港である星賀港を往復する定期船「向島丸」の運行状況を表3.2.4-1に、航路を図3.2.4-1に示す。

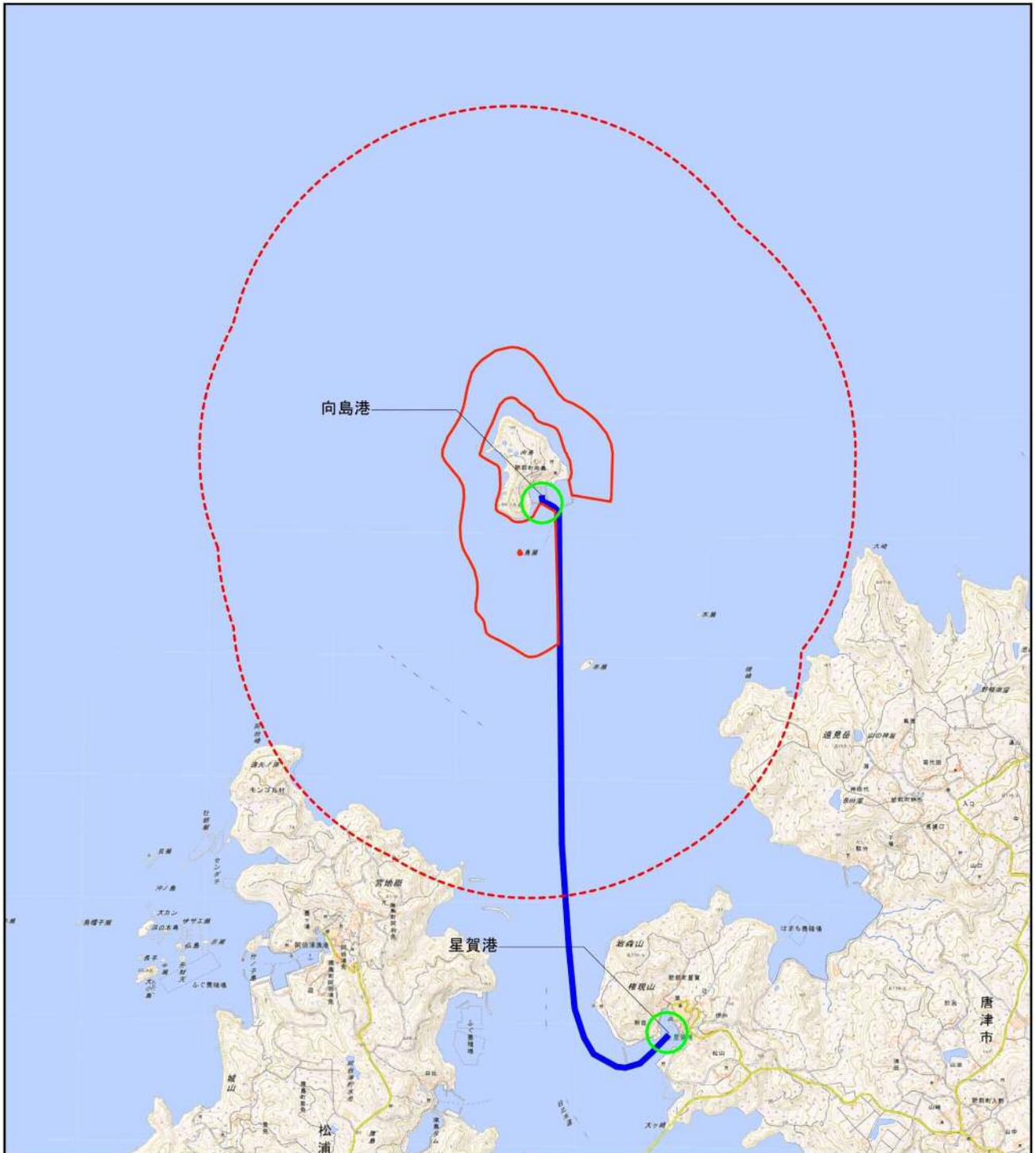
平成25年度の利用者数は約7,300人である。

表 3.2.4-1 向島丸の運行状況

船舶名	区間	運行回数	大人運賃	定員	航路距離	運行時間	輸送人員 (千人/年)
向島丸	向島～星賀	3回	460円	12名	11.5km	10分	7.3

注) 平成26年4月1日時点

出典等：「唐津市地域公共交通網形成計画」(平成27年、唐津市)



凡例

— 航路(星賀港～向島港)

○ 発着港

— 事業実施想定区域

- - - 基本的な調査対象範囲

1000 0 1000 2000 3000m



図 3.2.4-1 海上交通の状況

出典等：「唐津市地域公共交通網形成計画」（平成 27 年、唐津市）を使用して作成した。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況を表 3.2.5-1、表 3.2.5-2、位置図を図 3.2.5-1 に示す。基本的な調査対象範囲には、唐津市立入野小学校向島分校、向島診療所がある。ただし、唐津市立入野小学校分校は平成 24 年度より休校している。また、向島診療所に常駐者はいない。

表 3.2.5-1 学校等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設

区分	施設名	所在地
小学校	唐津市立入野小学校向島分校	佐賀県唐津市肥前町向島 194 番地

出典等：「施設案内 中学・高校など」（唐津市ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月）
「国土数値情報 学校」（国土交通省ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月）を参考に作成した。

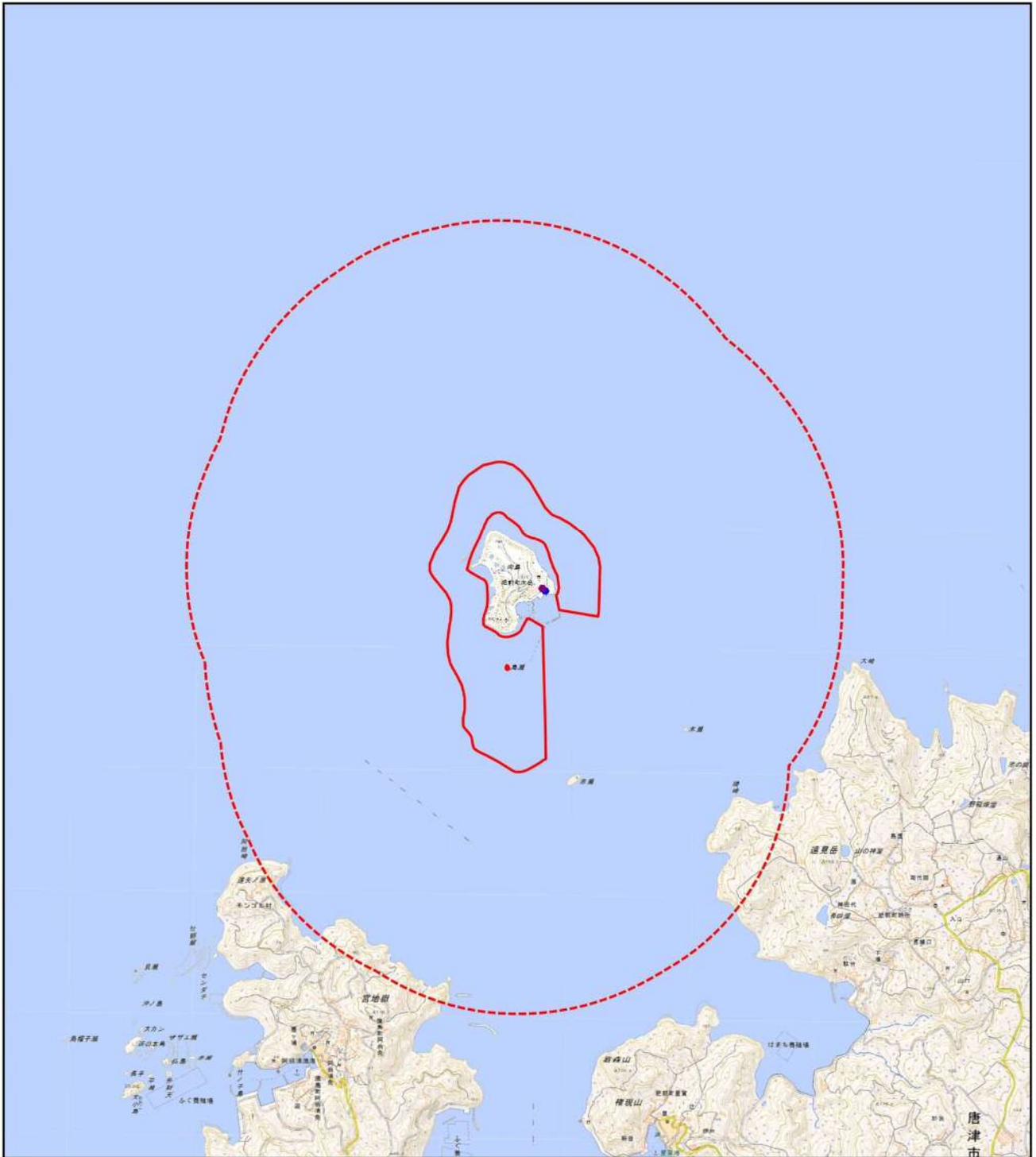
表 3.2.5-2 病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設

区分	施設名	所在地
医療機関	向島診療所	佐賀県唐津市肥前町向島 209 番地 3

出典等：「国土数値情報 医療機関」（国土交通省ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月）を参考に作成した。

(2) 住宅の配置の概況

基本的な調査対象範囲における住宅等の施設の配置の概況を図 3.2.5-2 に示す。



凡例

- 学校
- 医療機関

- 事業実施想定区域
- 基本的な調査対象範囲

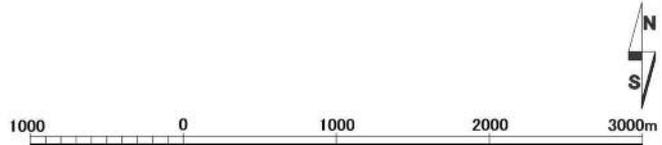
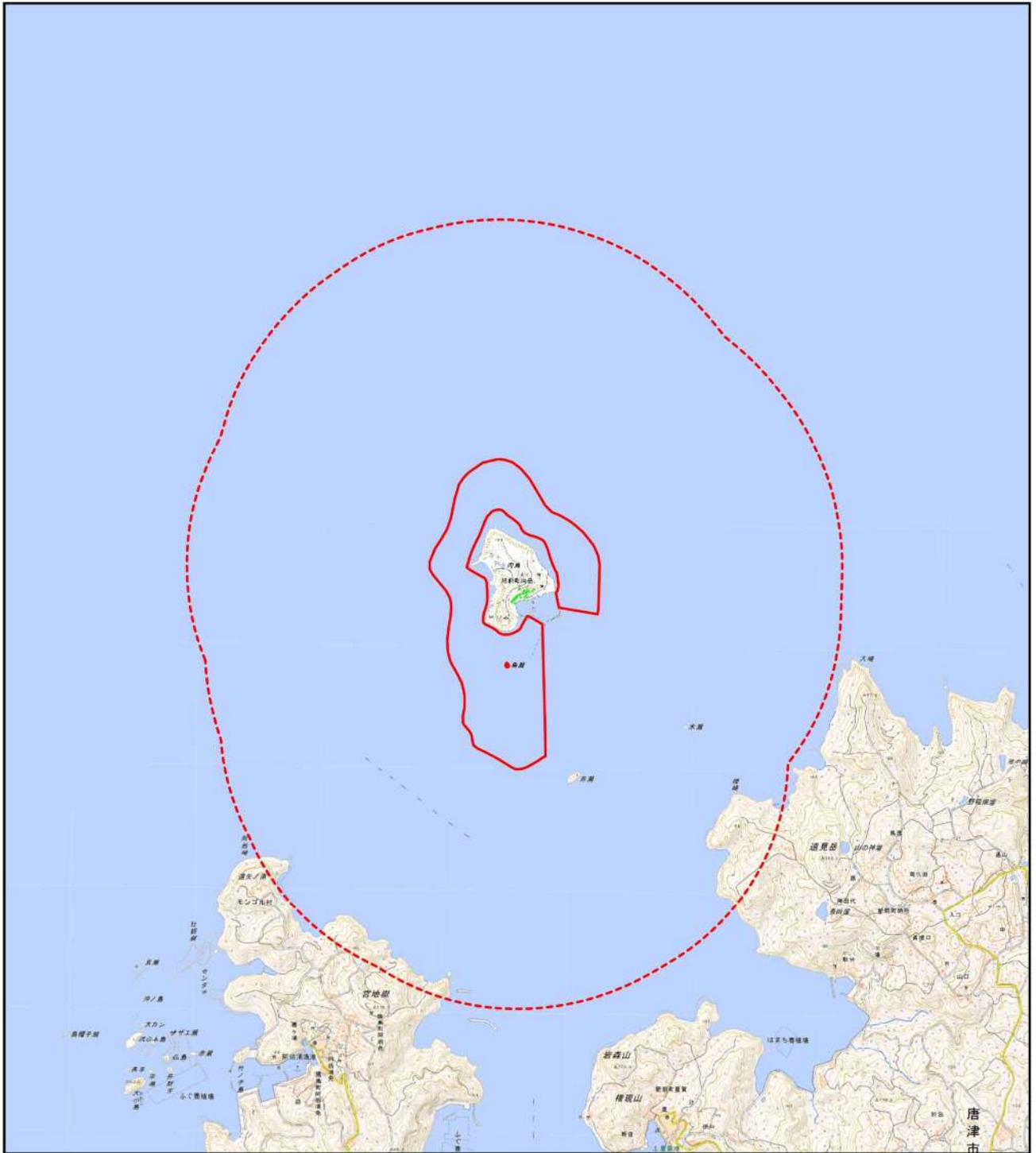


図 3.2.5-1 学校、病院その他環境保全についての配慮が必要な施設

出典等：「国土数値情報 学校、医療機関」（国土交通省ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月）を使用して作成した。



凡例

住宅

事業実施想定区域

基本的な調査対象範囲

1000 0 1000 2000 3000m



図 3.2.5-2 住宅の状況

出典等：「ゼンリン住宅地図」（ゼンリン、閲覧：平成30年8月）を使用して作成した。

3.2.6 下水道の整備の状況

唐津市における下水道の整備の状況を表 3.2.6-1 に示す。

唐津市の汚水処理人口普及率は 87.7%である。

表 3.2.6-1 下水道の整備の状況（平成 28 年度）

町村名	下水道処理		農業集落排水		漁業集落排水		浄化槽		汚水処理人口普及率
	下水道処理人口(人)	下水道処理人口普及率	農業集落排水処理人口(人)	農業集落排水普及率	漁業集落排水処理人口(人)	漁業集落排水普及率	処理人口(人)	普及率	
唐津市	87,244	69.5%	9,446	7.5%	3,288	2.6%	10,211	8.1%	87.7%

出典等：「佐賀県統計年鑑（平成 28 年版）」（平成 29 年、佐賀県）を使用して作成した。

3.2.7 歴史的文化的遺産の状況

(1) 指定文化財・埋蔵文化財の状況

基本的な調査対象範囲における指定文化財の状況を表 3.2.7-1、位置を図 3.2.7-1 に示す。

基本的な調査対象範囲には、向島Ⅰ遺跡、向島Ⅱ遺跡、荒崎遺跡が位置する。

「佐賀県の文化財紹介」（佐賀県ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月）によると基本的な調査対象範囲では、「文化財保護法」及び「佐賀県文化財保護条例」等により指定された指定文化財は存在しない。

表 3.2.7-1 基本的な調査対象範囲の埋蔵文化財

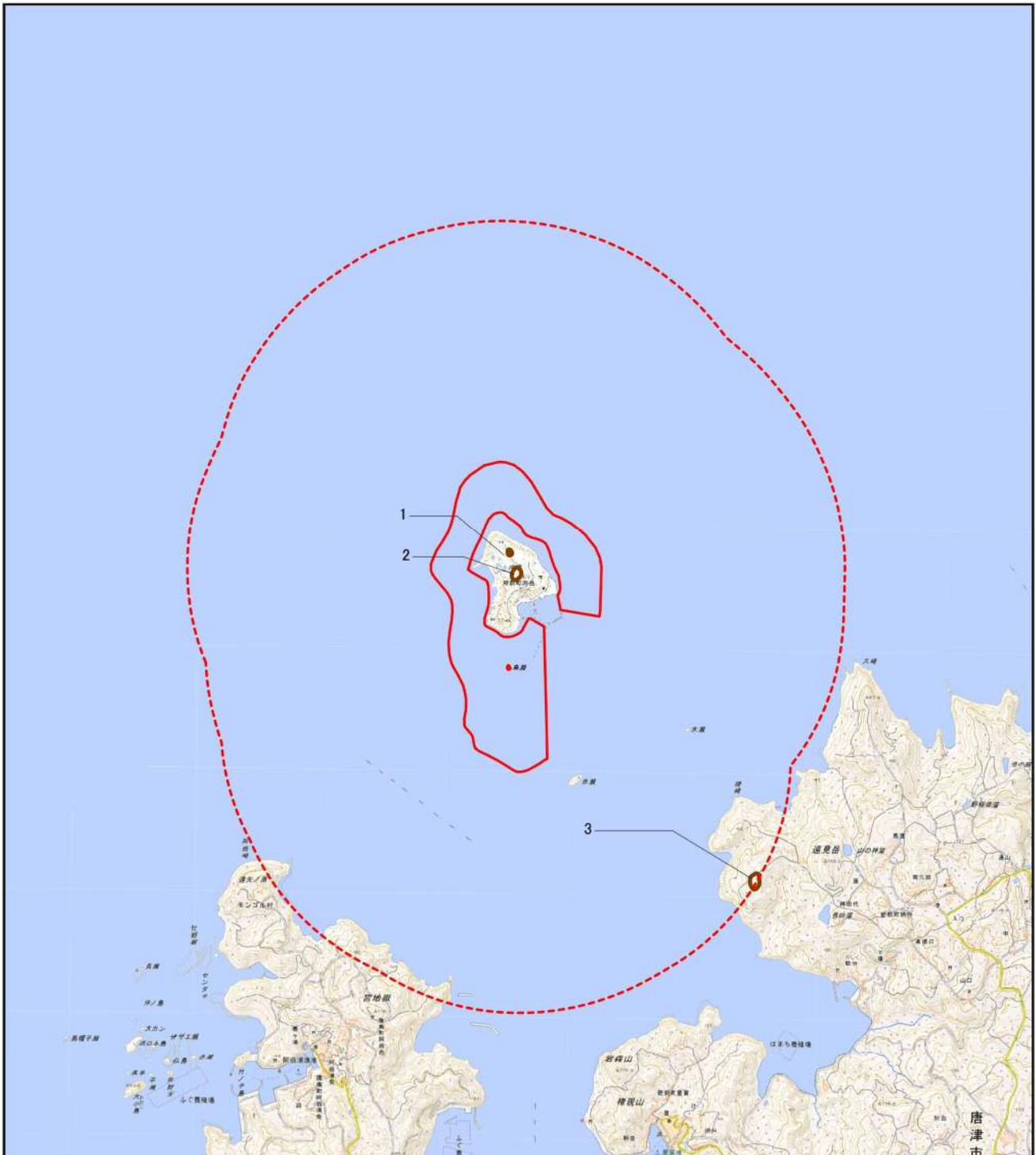
種別	遺跡番号	名称	所在地
埋蔵文化財	351	向島Ⅰ遺跡	唐津市肥前町向島
	352	向島Ⅱ遺跡	唐津市肥前町向島
	355	荒崎遺跡	肥前町納所字荒崎、富貴坂

出典等：「佐賀県遺跡地図」（佐賀県ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月）

(2) 佐賀県遺産の状況

佐賀県では、“美しい景観を呈する地区”又は“地域を象徴する建造物”で貴重な資産であるものを、22 世紀までも残していくべきものとして、「佐賀県遺産」に認定し、その保存、活用を支援するため、「22 世紀に残す佐賀県遺産」制度を実施している。

「佐賀県遺産マップ」（佐賀県ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月）によると基本的な調査対象範囲において、佐賀県遺産は存在しない。



凡例

- 埋蔵文化財
- 1. 向島Ⅰ遺跡
- 2. 向島Ⅱ遺跡
- 3. 荒崎遺跡

- 事業実施想定区域
- 基本的な調査対象範囲



1000 0 1000 2000 3000m

図 3.2.7-1 埋蔵文化財の状況

出典等：「佐賀県遺跡地図」（佐賀県ホームページ：閲覧：平成30年8月）を使用して作成した。

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

(a) 環境基準等

ア 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年、法律第91号)に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2.8-1に示すとおりである。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表3.2.8-2、微小粒子状物質については表3.2.8-3、光化学オキシダントについては表3.2.8-4、ダイオキシン類については表3.2.8-5に示す基準がそれぞれ定められている。

なお、環境基準は、工業専用地域及び車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所には適用されない。

表3.2.8-1 大気汚染物質に係る環境基準

物質	二酸化硫黄(SO ₂)	一酸化炭素(CO)	浮遊粒子状物質(SPM)	二酸化窒素(NO ₂)	光化学オキシダント(O _x)
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。

注1) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

注2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(昭和48年、環境庁告示第25号)

(平成8年最終改定、環境庁告示第73号)

表3.2.8-2 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(平成9年、環境庁告示第4号)

(平成13年最終改定、環境庁告示第30号)

表3.2.8-3 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

注) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(平成21年、環境省告示第33号)

表3.2.8-4 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	非メタン炭化水素
光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

(昭和51年、中央公害対策審議会答申)

表 3.2.8-5 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

(平成 11 年、環境省告示第 68 号)

(平成 22 年最終改定、環境省告示第 26 号)

イ 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい条件として、「環境基本法」(平成 5 年、法律第 91 号)に基づき表 3.2.8-6～表 3.2.8-8 に示すとおり定められている。

なお、唐津市では、「騒音に係る環境基準」の地域類型指定を都市計画法の用途地域(工業専用地域を除く)の定めのある地域について行っているが、基本的な調査対象範囲においては指定されていない。

表 3.2.8-6 騒音に係る環境基準(一般騒音)

地域の類型	基準値		類型にあてはめる地域
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 2 項の規定により県知事が類型ごとに指定する地域
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)

(平成 24 年最終改定、環境省告示第 54 号)

表 3.2.8-7 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として 3.2-25 に掲げる基準値を適用する。

(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)

(平成 24 年最終改定、環境省告示第 54 号)

表 3.2.8-8 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては、40 デシベル以下)によることができる。	

(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)

(平成 24 年最終改定、環境省告示第 54 号)

ウ 水質汚濁

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年、法律第91号)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、表3.2.8-9に示すとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表3.2.8-10～表3.2.8-11に示すとおりである。

表3.2.8-9 人の健康の保護に関する環境基準(公共用水域)

項目	水質汚濁に係る環境基準	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)細かく繰り返す
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

(昭和46年、環境庁告示第59号)

(平成28年最終改定、環境省告示第37号)

表 3.2.8-10(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川その1)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群 数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2mg/L 以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼・海域もこれに準ずる)。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。						

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
 (昭和46年、環境庁告示第59号)
 (平成28年最終改定、環境省告示第37号)

表 3.2.8-10(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川その2)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする(湖沼・海域もこれに準ずる)。 (昭和46年、環境庁告示第59号) (平成28年最終改定、環境省告示第37号)				

表 3.2.8-11(1) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼その1)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
 (昭和46年、環境庁告示第59号)
 (平成28年最終改定、環境省告示第37号)

表 3.2.8-11(2) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼その2)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に 掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
 (昭和46年、環境庁告示第59号)
 (平成28年最終改定、環境省告示第37号)

表 3.2.8-11(3) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼その3)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

(昭和46年、環境庁告示第59号)
(平成28年最終改定、環境省告示第37号)

表 3.2.8-11(4) 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼その4)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
備考 1. 基準値は日間平均値とする。 2. 底面近傍で、溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

(昭和46年、環境庁告示第59号)
(平成28年最終改定、環境省告示第37号)

表 3.2.8-11(5) 生活環境の保全に関する環境基準(海域その1)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考
水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
(昭和46年、環境庁告示第59号)
(平成28年最終改定、環境省告示第37号)

表 3.2.8-11(6) 生活環境の保全に関する環境基準(海域その2)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1級 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3級 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

備考
1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産1級：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2級：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3級：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
(昭和46年、環境庁告示第59号)
(平成28年最終改定、環境省告示第37号)

表 3.2.8-11(7) 生活環境の保全に関する環境基準(海域その3)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

(昭和46年、環境庁告示第59号)

(平成28年最終改定、環境省告示第37号)

表 3.2.8-11(8) 生活環境の保全に関する環境基準(海域その4)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する 水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保 全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場 を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除 き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する 水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保 全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

(昭和46年、環境庁告示第59号)

(平成28年最終改定、環境省告示第37号)

エ 地下水

地下水に係る環境基準は、「環境基本法」に基づいて定められており、その内容を表
3.2.8-12 に示す。

表 3.2.8-12 人の健康の保護に関する環境基準（地下水）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2 に定める方法（ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合には、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

（平成 9 年、環境庁告示第 10 号）

（平成 28 年最終改定、環境省告示第 31 号）

オ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年、法律第91号)に基づいて定められており、その内容を表3.2.8-13に示す。

表 3.2.8-13(1) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年9月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

(平成3年、環境庁告示第46号)

(平成28年最終改定、環境省告示第30号)

表 3. 2. 8-13(2) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 67. 2、67. 3 又は 67. 4 に定める方法
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。	規格 34. 1 若しくは 34. 4 に定める方法又は規格 34. 1c) (注 (6) 第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。	規格 47. 1、47. 3 又は 47. 4 に定める方法
1, 4-ジオキササン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
備考		
<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては測定方法に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>		

(平成 3 年、環境庁告示第 46 号)

(平成 28 年最終改定、環境省告示第 30 号)

カ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年、法律第 105 号）に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2.8-14 に示すとおりである。

表 3.2.8-14 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定する場合にあつては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。 		

(平成 11 年、環境庁告示第 68 号)

(平成 21 年最終改定、環境省告示第 11 号)

(b) 規制基準等

ア 大気汚染

① 大気汚染防止法

いおう酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号）に基づき以下の式により算出した、いおう酸化物の量とされている。

$$q=K \times 10^{-3} H e^2$$

q：いおう酸化物の許容量 (Nm³/h)

K：大気汚染防止法第3条第2項第1号で定める地域ごとの値

He：規定する方法により補正された排出口の高さ(m)

なお、事業実施想定区域全域を含め、佐賀県でのK値規制は県内一律で17.5である。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和43年、法律第97号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則

本事業において、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成15年、規則第11号）によると特定施設等においてばい煙等を排出し、浸透させ、発生させ、又は飛散させる者は、規則で定めるところにより、当該特定施設等に係るばい煙等の量等を測定し、その結果を記録しておかなければならないとされている。なお、本事業では当該特定施設は設置しない。

③ 悪臭

悪臭については、「悪臭防止法」（昭和46年、法律第91号）の第3条及び第4条に基づき、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が以下の規制基準を定めるものとなっている。

- 一 敷地境界線における大気の基準
- 二 気体排出口における基準
- 三 排出水の基準

唐津市では、悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（唐津市告示第113号）に基づき、悪臭原因物の排出（露出を含む。）を規制する地域を規定しているが、基本的な調査対象範囲内では、同法に基づく規制地域はない。

イ 騒音

① 特定工場において発生する騒音の規制に関する基準

唐津市では、「騒音規制法」（昭和 43 年、法律第 98 号）に基づき、工場等の騒音に関する規制基準を表 3.2.8-15 に示す通り定めており、基本的な調査対象範囲では、肥前町向島が第 2 種区域に定められている。なお事業実施想定区域では、規制する区域に定められていない。

表 3.2.8-15 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼間(午前 8 時から午後 7 時まで)	朝(午前 6 時から午前 8 時まで) 夕(午後 7 時から午後 11 時まで)	夜間(午後 11 時から翌日の午前 6 時まで)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

(平成 24 年 唐津市告示第 107 号)

② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

「騒音規制法」（昭和 43 年、法律第 98 号）の規定に基づく、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 3.2.8-16 に示す。

唐津市では規定する区域を定めており、基本的な調査対象範囲では第 1 号区域に指定されている。

表 3.2.8-16 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制種別	第 1 号区域	第 2 号区域
基準値	85 デシベル(敷地境界線)	
作業禁止時間	19:00~7:00	22:00~6:00
1 日当たりの作業時間	10 時間以内	14 時間以内
作業期間	連続 6 日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

注) 規制種別の区域は以下のとおりである。

第 1 号区域：指定地域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち、当該区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの周囲おおむね 80 メートルの区域

第 2 号区域：指定地域のうち第 1 号区域以外の区域

(昭和 43 年、厚生省・建設省告示 1 号)

(平成 12 年最終改定 環境庁告示 16 号)

(平成 24 年 唐津市告示第 108 号)

③ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」(昭和43年、法律第98号)の規定に基づく、自動車騒音の要請限度を表3.2.8-16に示す。

唐津市及び基本的な調査対象範囲では、規制する区域に定められていない。

表 3.2.8-16 自動車騒音の要請限度

	区域の区分	昼間 (6:00～ 22:00)	夜間 (22:00～ 6:00)
一	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
二	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
三	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

一 a 区域 専ら住居の用に供される区域

二 b 区域 主として住居の用に供される区域

三 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(平成12年、総理府令第15号)

(平成23年最終改定、環境省令第32号)

ウ 振動

① 振動規制法

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年、法律第 64 号)に基づき、特定工場振動に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準、道路交通振動の要請限度、振動に係る特定施設、振動に係る特定建設作業が定められており、それらの基準及び一覧を表 3.2-8-17～表 3.2.8-19 に示す。

唐津市においては、振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における特定工場振動に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の限度(要請限度)の地域指定が「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成 24 年、唐津市告示第 110 号)により行われている。

基本的な調査対象範囲では、肥前町向島が第 1 種区域に指定されている。

なお、事業実施想定区域は、規制する区域に指定されていない。

表 3.2.8-17 工場・事業場振動の規制基準

区域区分	時間区分	昼 間 (8:00～ 19:00)	夜 間 (19:00～ 8:00)
	第 1 種区域		60 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

注) 規制種別の区域は以下のとおりである。

第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域 1 号区域以外の規制地域

(昭和 51 年、環境庁告示第 90 号)

(平成 24 年、唐津市告示 110 号)

表 3.2.8-18 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制種別	第1号区域	第2号区域
基準値	75 デシベル(敷地境界線)	
作業禁止時間	19:00~7:00	22:00~6:00
1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内
作業期間	連続6日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

注) 規制種別の区域は以下のとおりである。

- 第1号区域：(1) 法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は騒音規制施行例（昭和43年制令第324号）第4条に規定する市の長が指定した区域
- イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
 - ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。
- ニ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域内であること。
- 第2号区域：法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

表 3.2.8-19 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
 - 一 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 二 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- (昭和51年、総理府令第58号)
 (平成27年最終改定、環境省令第19号)
 (平成24年、唐津市告示第110号)

エ 水質

① 水質汚濁

工場及び事業所からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年、法律第138号）に基づき全国一律の排水基準が定められており、その内容は表3.2.8-20及び表3.2.8-21に示すとおりである。

また、湖沼を含む公共用水域の水質汚濁防止のため「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）に基づき指定湖沼が指定されているが、基本的な調査対象範囲では、同法に基づく湖沼の指定はない。

また、佐賀県では、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成15年、規則第11号）により、地下水の水質浄化に係る基準が設定されており、その内容は表3.2.8-22に示すとおりである。

表 3. 2. 8-20 水質汚濁に係る排水基準（有害物質）

一律排水基準		許容限度	地下浸透基準
種類又は項目			
カドミウム及びその化合物		0.03mg/L	0.001mg/L
シアン化合物		1mg/L	0.1mg/L
有機りん化合物		1mg/L	0.1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg/L	0.005mg/L
六価クロム化合物		0.5mg/L	0.04mg/L
砒素及びその化合物		0.1mg/L	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。	0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L	0.0005mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L	0.002mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L	0.0005mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L	0.002mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン		シス体 0.4mg/L	シス体 0.004mg/L トランス体 0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L	0.0002mg/L
チウラム		0.06mg/L	0.0006mg/L
シマジン		0.03mg/L	0.0003mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L	0.002mg/L
ベンゼン		0.1mg/L	0.001mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg/L	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	海域	230mg/L	0.2mg/L
	その他	10mg/L	
ふっ素及びその化合物	海域	15mg/L	0.2mg/L
	その他	8mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）		100mg/L	アンモニア性窒素：0.7mg/L 亜硝酸性窒素：0.2mg/L 硝酸性窒素：0.2mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L	0.005mg/L
塩化ビニルモノマー		-	0.0002mg/L
備考			
1. 温泉を利用する旅館業については、一部項目について適用除外			
2. 地下浸透基準は、法施行規則第6条の2に定める「地下浸透水が有害物質を含むもの」としての要件			

(昭和46年、総理府令第35号)

(平成28年最終改定、環境省令第15号)

表 3.2.8-21 水質汚濁に係る排水基準（生活環境項目）

一律排水基準			
種類又は項目		許容限度	
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	海域	5.0～9.0
		その他	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (BOD)		160 (日間平均 120) mg/L
	化学的酸素要求量 (COD)		160 (日間平均 120) mg/L
	浮遊物質 (SS)		200 (日間平均 150) mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	鉱油含有量	5 mg/L
		動植物油脂類含有量	30 mg/L
	フェノール類含有量		5 mg/L
	銅含有量		3 mg/L
	亜鉛含有量		2 mg/L
	溶解性鉄含有量		10 mg/L
	溶解性マンガン含有量		10 mg/L
	クロム含有量		2 mg/L
	大腸菌群数		日平均 3,000 個/cm ³
	窒素含有量		120 (日間平均 60) mg/L
	りん含有量		16 (日間平均 8) mg/L
備考			
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」＝昭60環告27（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）</p> <p>※「環境大臣が定める海域」＝平5環告67（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>			

注) 許容限度の数値は、水素イオン濃度については表に示した数値を含む範囲内、その他の項目については表に示した数値以下を許容限度とする。

(昭和46年、総理府令第35号)

(平成28年最終改定、環境省令第15号)

表 3. 2. 8-22 地下水の水質浄化に係る基準

有害物質	基準値
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)に限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
1.2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1.1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
1.2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1.1.1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
1.1.2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
1.3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム
弗素及びその化合物	1 リットルにつき弗素 0.8 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 ミリグラム
塩化ビニルモノマー	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
1.4-ジオキサン	1 リットルにつき 0.05 ミリグラム

備考

- この表に掲げる基準値は、水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 「検出されないこと。」とは、定められた測定方法により地下水の汚水状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

(平成 15 年、佐賀県規則第 11 号)

オ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成14年、法律第53号)における指定区域の指定に係る特定有害物質とその指定基準を表3.2.8-23に示す。

なお、事業の実施にあたっては、3,000m²以上の掘削を伴う土地の形質の変更を行う場合は、本法に則り手続きを行う必要がある。

表 3.2.8-23 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

特定有害物質	地下水の摂取等によるリスク	直接摂取によるリスク
	土壌溶出量基準 (mg/L 以下)	土壌含有量基準 (mg/kg 以下)
カドミウム及びその化合物	0.01	150
六価クロム化合物	0.05	250
クロロエチレン	0.002	-
シマジン	0.003	-
シアン化合物	検出されないこと	50(遊離シアンとして)
チオベンカルブ	0.02	-
四塩化炭素	0.002	-
1,2-ジクロロエタン	0.004	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-
ジクロロメタン	0.02	-
水銀及びその化合物	水銀/ 0.0005	15
	アルキル水銀/ 検出されないこと	
セレン及びその化合物	0.01	150
テトラクロロエチレン	0.01	-
チウラム	0.006	-
1,1,1-トリクロロエタン	1	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-
トリクロロエチレン	0.03	-
鉛及びその化合物	0.01	150
ひ素及びその化合物	0.01	150
ふっ素及びその化合物	0.8	4000
ベンゼン	0.01	-
ほう素及びその化合物	1	4000
PCB	検出されないこと	-
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る。)	検出されないこと	-

(平成 14 年、環境省令第 29 号)

(平成 28 年最終改定、環境省令第 3 号)

カ 地盤沈下

地盤沈下については、佐賀県において「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年、法律第 100 号)に基づく地域の指定はない。

なお、佐賀県では「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等要綱」(昭和 60 年、閣議決定)に基づき地盤沈下に対しての施策が実施されているが、唐津市は当該規制地域ではない。

キ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「産業物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年、法律第 137 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む）は、事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

ク 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年、法律第 49 号）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、佐賀県では「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年、佐賀県条例第 48 号）第 82 条第 1 項に基づく環境負荷軽減計画及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」として、「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」（平成 21 年 3 月策定、平成 26 年 3 月改定）により温暖化対策を推進しており、温室効果ガスの削減目標は「平成 30 年度は基準年度（平成 24 年度）比で 6.0% の削減を目指すこと」と定められている。

ケ 関係法令等による規制状況のまとめ

事業実施区域内における関係法令等による規制状況のまとめを表 3.2.8-24 に示す。

表 3.2.8-24 関係法令等による規制状況のまとめ

法令名等	地域指定の有無	
	事業実施想定区域内	基本的な調査対象範囲
大気汚染防止法	指定地域は存在しない。	指定地域は存在しない
悪臭防止法	規制地域に該当しない。	規制地域に該当しない。
騒音規制法	規制地域に該当しない。	規制地域に該当する。
振動規制法	規制地域に該当しない。	規制地域に該当する。
水質汚濁防止法	全国一律の排水基準が定められている。	全国一律の排水基準が定められている。
土壌汚染対策法等	要措置区域及び形質変更時要届出区域に該当しない。	要措置区域及び形質変更時要届出区域に該当しない。
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例	世界文化遺産及び世界自然遺産に該当しない。	世界文化遺産及び世界自然遺産に該当しない。

(c) その他の環境保全計画等

ア 佐賀県環境基本計画

佐賀県では、佐賀県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、環境基本計画を定めることとしている。「第3期佐賀県環境基本計画」(平成28年、佐賀県)による、佐賀県が目指す姿を表3.2.8-25に示す。

また、目指す姿を実現するための施策の展開方向を表3.2.8-26に示す。

表3.2.8-25 佐賀県が目指す姿

項目	目指す姿
くらし	省資源・省エネルギー型ライフスタイルが定着しています。身近な自然や歴史的な町並み等の豊かな環境と調和した地域になっています。
まちづくり	快適で持続可能なまちづくりが進められています。
産業	環境・エネルギー関連産業や環境負荷の少ない産業の振興が進み、環境と経済の好循環がうまれています。
自然	佐賀の豊かな利用の保全・再生、利用が図られ、私たちの生活と多様な動植物に潤いを与えています。
安全・安心な環境	安全への取組が充実し、安心して暮らせるための、きめ細かな情報が提供されています。
参加	県民、CSO、事業者、行政などの各主体が、日常の活動の中で、環境を良くする取組に積極的に参加しています。

注) CSOはCivil Society Organizations(市民社会組織)の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、PTAといった組織・団体のことである。

表 3.2.8-26 施策の展開方向

施策	実施項目
地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進 ・再生可能エネルギー等の推進
安全・安心で快適な生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境・土壌環境の保全 ・玄海原子力発電所周辺環境安全対策 ・化学物質等による環境リスクの低減に向けた取組
循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成促進 ・安全・安心な廃棄物対策
多様な自然環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全・活用 ～生物多様性佐賀県戦略～ ・有明海の再生 ・地域環境の保全と再生 ・自然環境の利活用
環境を考慮して行動する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・環境学習等の推進 ・各主体のネットワークによる環境への取組の推進
環境を考えた地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の充実と発信 ・危機管理体制の充実 ・多様な環境保全の手法の活用 ・環境関連・環境負荷の少ない産業の振興 ・豊かで潤いのある地域づくり ・環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり ・広域的取組（共同調査研究など）

イ 第2次唐津市環境基本計画

唐津市では、先人から受け継いだ豊かな自然や歴史・文化を守り、未来に引き継いでいくため、平成19年3月に「唐津市環境基本計画」を策定し、各種施策を進めてきた。この計画の策定から10年が経過し、関連する計画や法令が改正され、社会情勢などが変化したことにより的確に対応するため、平成30年3月に「第2次唐津市環境基本計画」を策定した。

本計画では、唐津市が目指す「望ましい環境像」である「海・山・川と人が響きあう唐津」を実現するために、行政・市民・CSO・事業者それぞれの役割を明確に示すとともに、施策の目指す方向（目標値）が設定されている。

本計画の期間は、平成30年度から平成39年度まで（10年間）とされている。

(d) 自然関係法令等

事業実施想定区域及びその周囲における自然関係法令等による規制状況を表 3. 2. 8-27 に整理した。

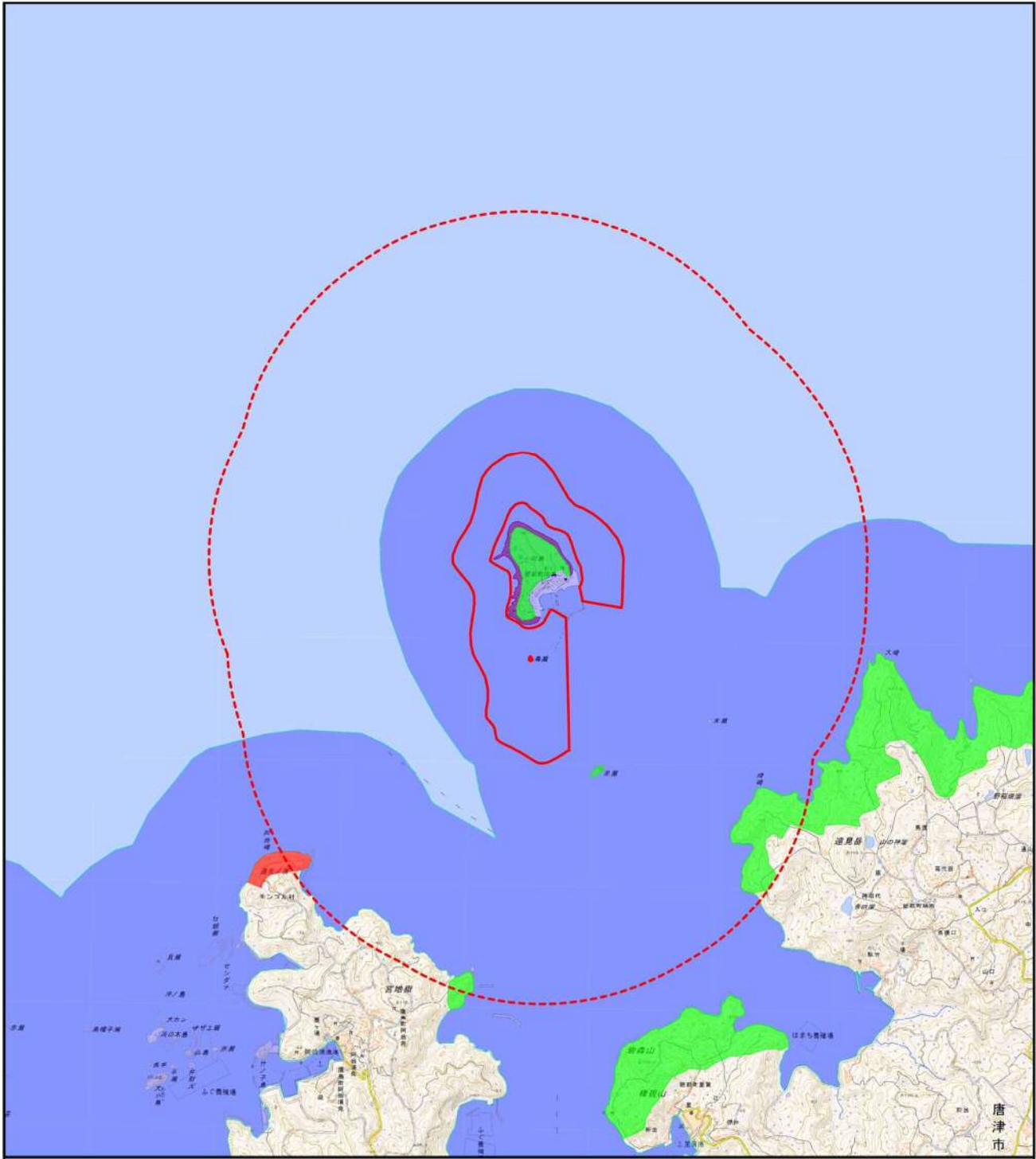
表 3. 2. 8-27 関係法令等による規制状況のまとめ

法令名等	地域地区等の名称	地域指定の有無		
		事業実施 想定区域	基本的な調 査対象範囲	唐津市 (全域)
自然公園法	国立公園	—	—	—
	国定公園	○	○	○
佐賀県立自然公園条例	県立自然公園	—	—	○
自然環境保全法	原生自然環境保全地域	—	—	—
	自然環境保全地域	—	○	—
佐賀県環境の保全と創造に 関する条例	県自然環境保全地域	—	—	—
	希少野生動植物種保護区	—	—	—
都市緑地法	緑地保全地区・ 特別緑地保全地区	—	—	—
絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法 律	生息地等保護区	—	—	—
鳥獣の保護及び管理並びに 狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	—	—	○
	特定猟具使用禁止区域	—	—	○
特に水鳥の生息地として国 際的に重要な湿地に関する条 例（ラムサール条約）	ラムサール条約湿地	—	—	—
都市計画法	都市計画区域	—	—	○
	風致地区	—	—	○
自然再生推進法	自然再生事業実施計画	—	—	○
	自然再生協議会	—	—	○
景観法	景観計画区域	○	○	○
森林法	保安林	—	—	○

ア 自然公園の指定状況

「自然公園法」に基づく自然公園の指定区域を図 3. 2. 8-1 に示す。基本的な調査対象範囲は、玄海国定公園に指定されている。

なお、基本的な調査対象範囲においては、佐賀県立自然公園条例（昭和 33 年条例第 50 号）に基づく県立自然公園区域は指定されていない。



凡例

- 第1種特別地域
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

- 事業実施想定区域
- 基本的な調査対象範囲



図 3.2.8-1 自然公園地域
 出典等：「環境アセスメント情報データベース(EADAS)」
 (環境省ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月)
 を使用して作成した。

イ 自然環境保全地域の指定状況

基本的な調査対象範囲において、「自然環境保全法」(昭和 47 年、法律第 85 号)及び「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」(平成 14 年、佐賀県条例第 48 号)に規定する自然環境保全地域の指定はされていない。

ウ 佐賀県環境の保全と創造に関する条例

佐賀県では、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」(平成 14 年、佐賀県条例第 48 号)第 54 条に基づき希少野生動植物種を指定し、それらの種の取扱いについての規制を行っている。指定されている希少野生動植物種は、19 種(植物 16 種、甲殻類 1 種、鳥類 2 種)である。なお、同条例に規定する希少野生動植物保護区の指定は県内にない。

エ 緑地保全地域及び特別緑地保全地区

基本的な調査対象範囲において、「都市緑地法」(昭和 48 年、法律第 72 号)に規定する、緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はされていない。

オ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

基本的な調査対象範囲において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年、法律第 75 号)に規定する生息地等保護区は指定されていない。

カ 鳥獣保護区等の指定状況

「佐賀県鳥獣保護区等位置図」(佐賀県ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月)によると、基本的な調査対象範囲において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年、法律第 88 号)に規定する鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区の指定はされていない。

キ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

「日本の条約湿地」(環境省ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月)によると、基本的な調査対象範囲において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年、条約第 28 号)に基づく条約湿地は存在しない。

ク 都市計画法の指定地域

基本的な調査対象範囲において、「都市計画法」(昭和 43 年、法律第 100 号)に規定する、都市計画区域及び風致地区は指定されていない。

ケ 自然再生事業実施計画・自然再生協議会

基本的な調査対象範囲において、「自然再生推進法」(平成 14 年、法律第 148 号)に基づく自然再生事業実施計画、自然再生協議会はない。

コ 景観についての指定地域

唐津市では、「景観法」(平成16年、法律第110号)に基づき「唐津市景観計画」(平成20年告示、平成29年改正、唐津市)を策定している。

本計画に基づき、唐津市は図3.2.8-2に示す通り、市内全域を景観計画区域としている。また、景観計画区域のうち、本市の有する貴重な特色が象徴的に現れ、景観まちづくりの推進に関する施策が特に必要と認められる区域を重点区域として指定し、重点的に景観形成施策を推進している。なお、基本的な調査対象範囲は、本計画で定める重点区域、重要ルート、先導的に取り組むエリア及び重要地区には該当していない。

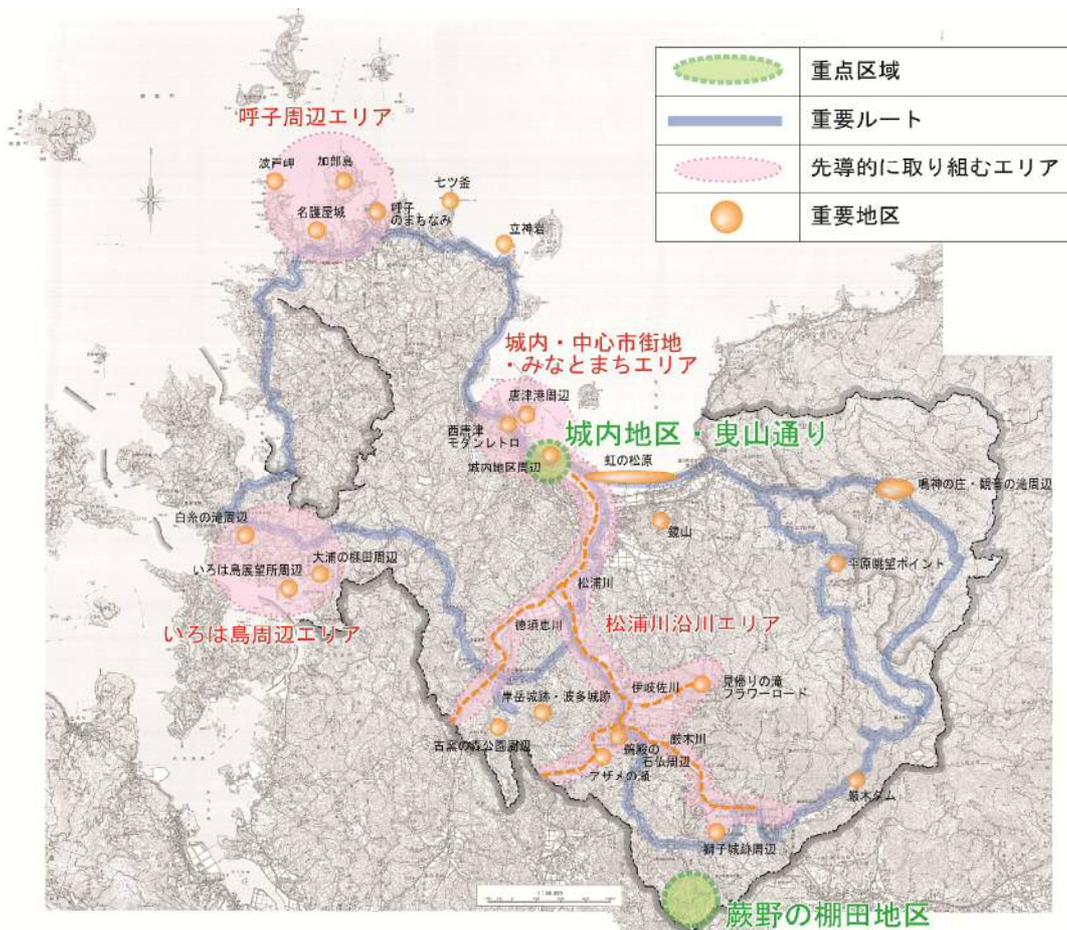


図3.2.8-2(1) 唐津市景観計画区域図

出典等：「唐津市景観計画」(平成20年告示、平成29年改正、唐津市)を引用した。

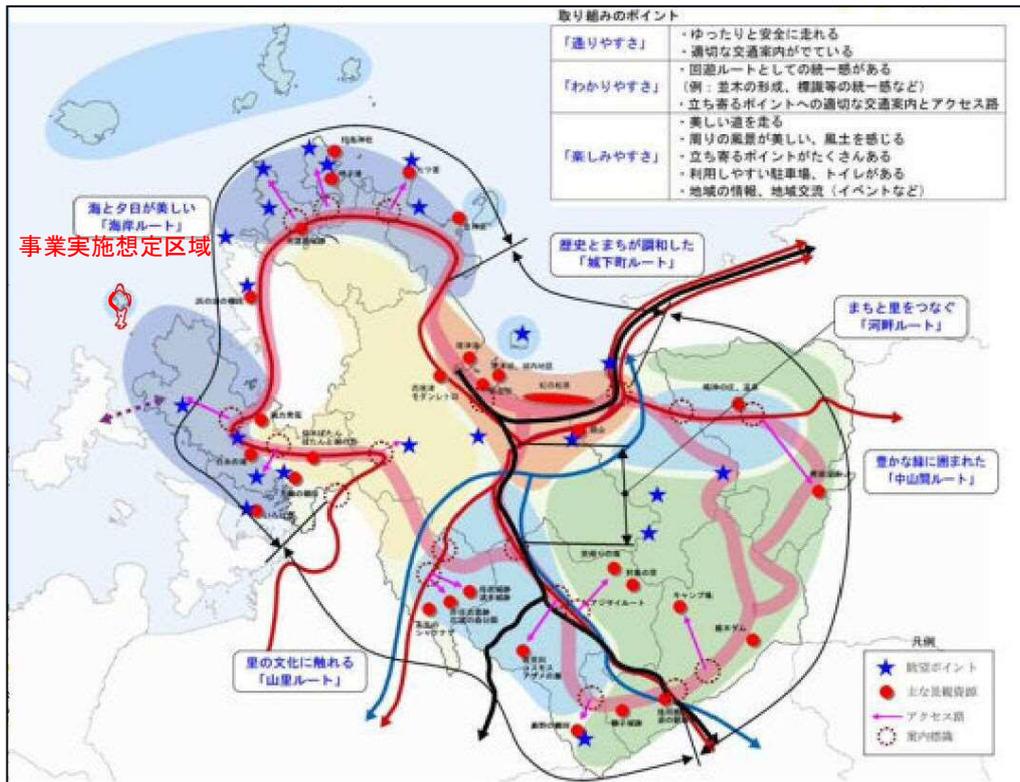


図 3.2.8-2(2) 唐津市景観計画区域図①

出典等：「唐津市景観計画」（平成 20 年告示、平成 29 年改正、唐津市）を引用した。

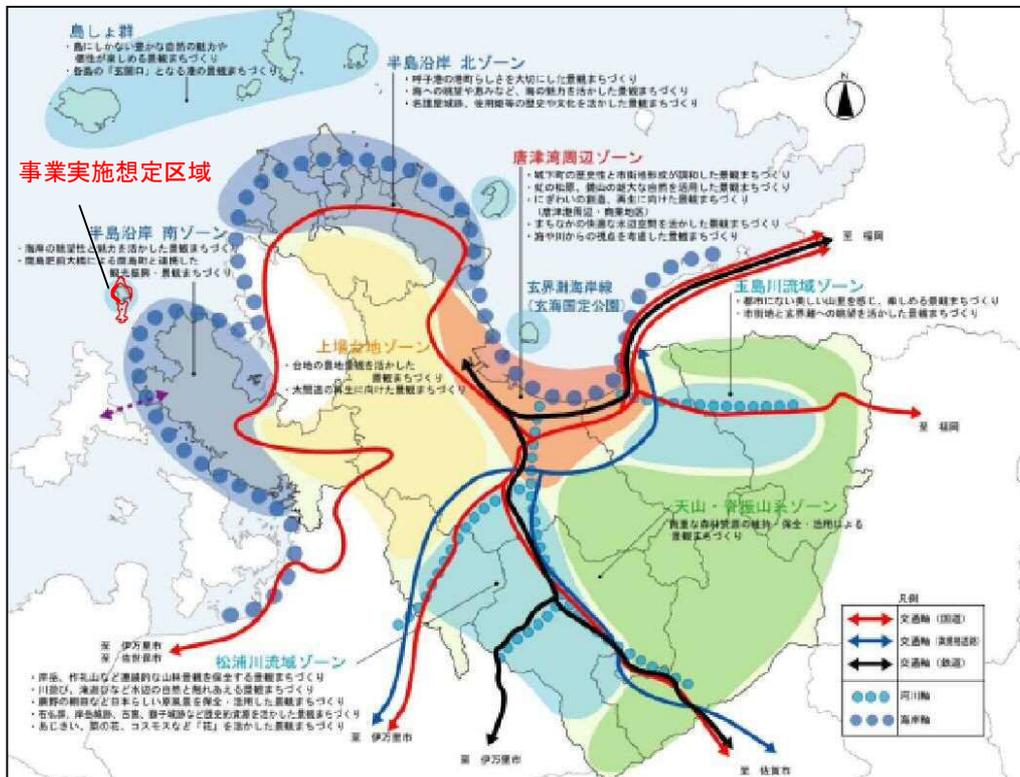


図 3.2.8-2(3) 唐津市景観計画区域図②

出典等：「唐津市景観計画」（平成 20 年告示、平成 29 年改正、唐津市）を引用した。

サ 保安林

「国土数値情報 森林地域」(国土交通省ホームページ、閲覧：平成 30 年 8 月)によると基本的な調査対象範囲において、「森林法」(昭和 26 年、法律第 249 号)に基づく保安林は存在しない。